

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者		ガッコウホウジン グンマイクエイガクエン 学校法人 群馬育英学園							
フリガナ大学の名称		イクエイダイガク 育英大学							
大学本部の位置		群馬県高崎市京目町1656-1							
大学の目的		育英大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを目的とする。							
新設学部等の目的		教育学部教育学科では、社会の要請に応じて本学の教育改革をさらに推し進め、地域社会において活躍する人材をより多く養成することを目指している。 人材の養成に対する社会的ニーズ、受験生の進学ニーズおよび大学を取り巻く環境の変化等を勘案し、これらの社会的課題・要請に応え、また、近年における学科の志願状況及び入学者数を鑑み、スポーツ教育専攻の収容定員を増員および英語教育専攻を新設するための学則変更を行う。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	教育学部	年	人	年次人	人			年 月 第 年次	
	教育学科								
	児童教育専攻	4	50	—	200	学士(教育学)	教育学・保育学関係	平成30年4月 第1年次	群馬県高崎市京目町1656-1
	スポーツ教育専攻	4	130 (100)	—	520 (400)	学士(教育学)	教育学・保育学関係	令和8年4月 第1年次	同上
	英語教育専攻	4	20 (0)	—	80 (0)	学士(教育学)	教育学・保育学関係	令和8年4月 第1年次	同上
計		200 (150)		800 (600)					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		育英短期大学 保育学科〔定員減〕（△40） 令和8年4月変更							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計				
		— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 （助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	教育学部教育学科	13 (12)	8 (6)	7 (7)	0 (0)	28 (25)	1 (1)	47 (46)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	12 (11)	8 (6)	7 (7)	0 (0)	27 (24)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
	小計（a～b）	13 (12)	8 (6)	7 (7)	0 (0)	28 (25)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	13 (12)	8 (6)	7 (7)	0 (0)	28 (25)			
分	計	13 (12)	8 (6)	7 (7)	0 (0)	28 (25)	1 (1)	— (—)	

既 設 分	なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
		小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
合 計		13 (12)	8 (6)	7 (7)	0 (0)	28 (25)	1 (1)	— (—)	
職 種		専 属			そ の 他			計	
事 務 職 員		17 (17) 人			2 (2) 人			19 (19) 人	
技 術 職 員		0 (0)			0 (0)			0 (0)	
図 書 館 職 員		1 (1)			1 (1)			1 (1)	
そ の 他 の 職 員		0 (0)			3 (3)			3 (3)	
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)			0 (0)	
計		18 (18)			6 (6)			24 (24)	
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計
	校 舎 敷 地		0㎡		29,161.57㎡		0㎡		29,161.57㎡
	そ の 他		0㎡		21,292.18㎡		2,986.00㎡		24,278.18㎡
	合 計		0㎡		50,453.75㎡		2,986.00㎡		53,439.75㎡
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計
			1,574.48㎡ (1,574.48㎡)		8,780.89㎡ (8,780.89㎡)		857.35㎡ (857.35㎡)		11,212.72㎡ (11,212.72㎡)
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		60室		教 員 研 究 室		30室
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		電子図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種
	大学全体		65,801 [4,255] (63,362 [4,195])		97 [0] (97 [0])		4,866 [4,637] (4,866 [4,637])		4,631 [4,630] (4,631 [4,630])
	計		65,801 [4,255] (63,362 [4,195])		97 [0] (97 [0])		4,866 [4,637] (4,866 [4,637])		4,631 [4,630] (4,631 [4,630])
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂			厚生補導施設	
			2,825.97㎡		0㎡			76.24㎡	

		育英短期大学 (必要面積 4,000㎡) と共用			
		育英短期大学 (必要面積 4,150㎡) と共用			
		大学全体			

経費の見積り及び維持方法の概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		300千円	300千円	300千円	300千円	－千円	－千円	
	共同研究費等		1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	－千円	－千円	
	図書購入費	2,500千円	2,500千円	2,500千円	2,500千円	2,500千円	－千円	－千円	
	設備購入費	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金		第1年次 1,320千円	第2年次 1,070千円	第3年次 1,070千円	第4年次 1,070千円	第5年次 －千円	第6年次 －千円	
学生納付金以外の維持方法の概要		雑収入等、私立大学等経常費補助金							
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称	育英大学・育英短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収容定員 充足率	開設 年度	
	教育学部 教育学科	年	人	年次 人	人		倍 1.15 《1.14》		
	児童教育専攻	4	50	－	200	学士(教育学)	1.00	平成30 年度	
	スポーツ教育専攻	4	100	－	300	学士(教育学)	1.28	平成30 年度	
	育英短期大学								
	保育学科	2	170	－	340	短期大学士 (保育学)	0.77	昭和52 年度	
	現代コミュニケーション学科	2	70	－	140	短期大学士 (コミュニケーション学)	0.66	平成14 年度	
附属施設の概要		該当なし							

令和6年度入学
定員増(50人)

令和6年度入学
定員減(70人)

令和6年度入学
定員減(30人)

学校法人群馬育英学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
育英大学				育英大学				
教育学部教育学科				教育学部教育学科				
児童教育専攻	50	—	200	児童教育専攻	50	—	200	
スポーツ教育専攻	100	—	400	スポーツ教育専攻	<u>130</u>	—	<u>520</u>	定員変更(30)
				英語教育専攻	<u>20</u>	—	<u>80</u>	専攻の設置(20)
計	150	—	600	計	<u>200</u>	—	<u>800</u>	
育英短期大学				育英短期大学				
保育学科	170	—	340	保育学科	<u>130</u>	—	<u>260</u>	定員変更(△40)
現代コミュニケーション学科	70	—	140	現代コミュニケーション学科	<u>70</u>	—	<u>140</u>	
計	240	—	480	計	<u>200</u>	—	<u>400</u>	

校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



新前橋駅より 約 3.5km

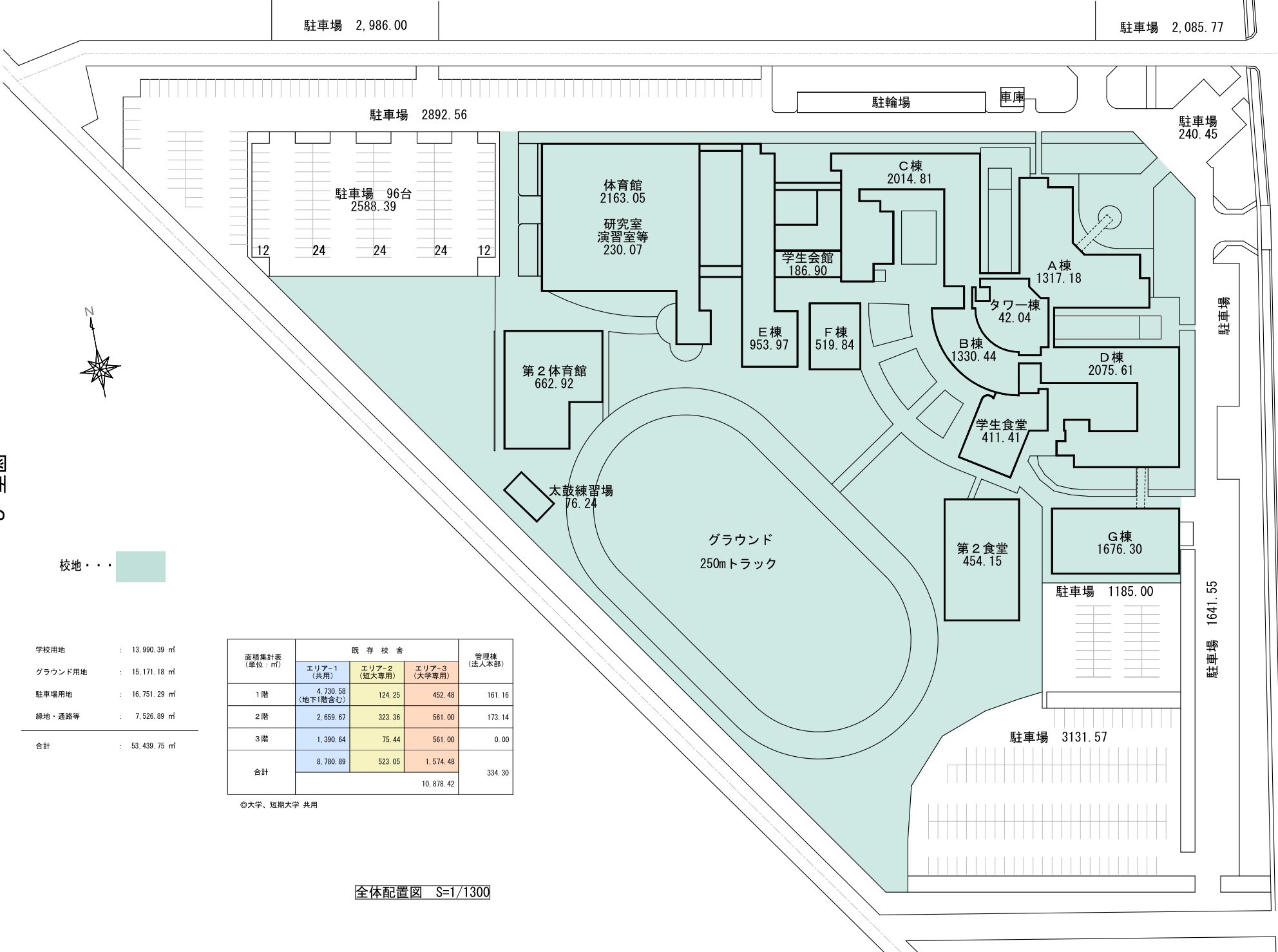
日本中央バス 群馬医療福祉大学行き「川曲町」下車（約15分＋徒歩10分）

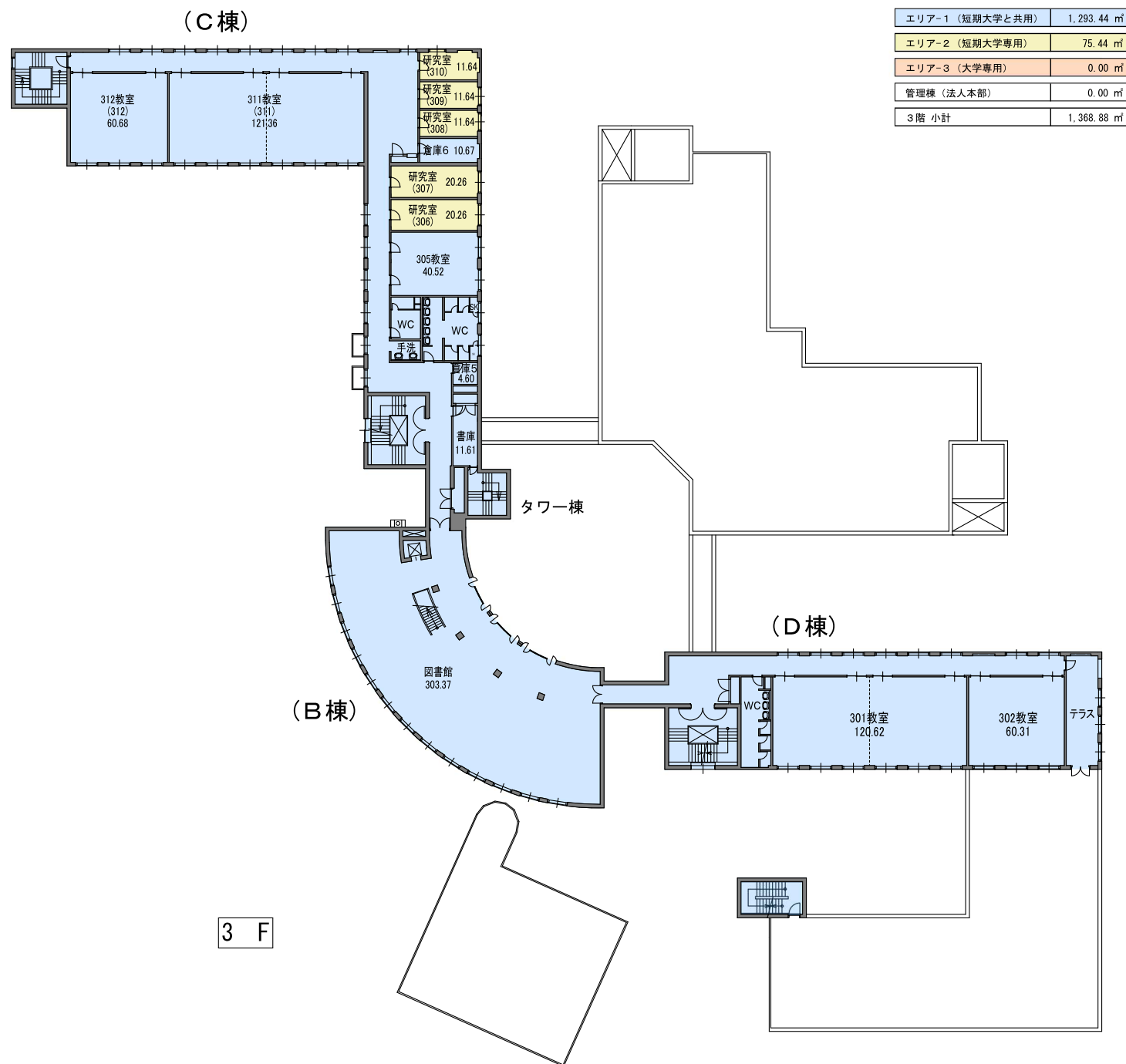
高崎駅より 約 6.5km

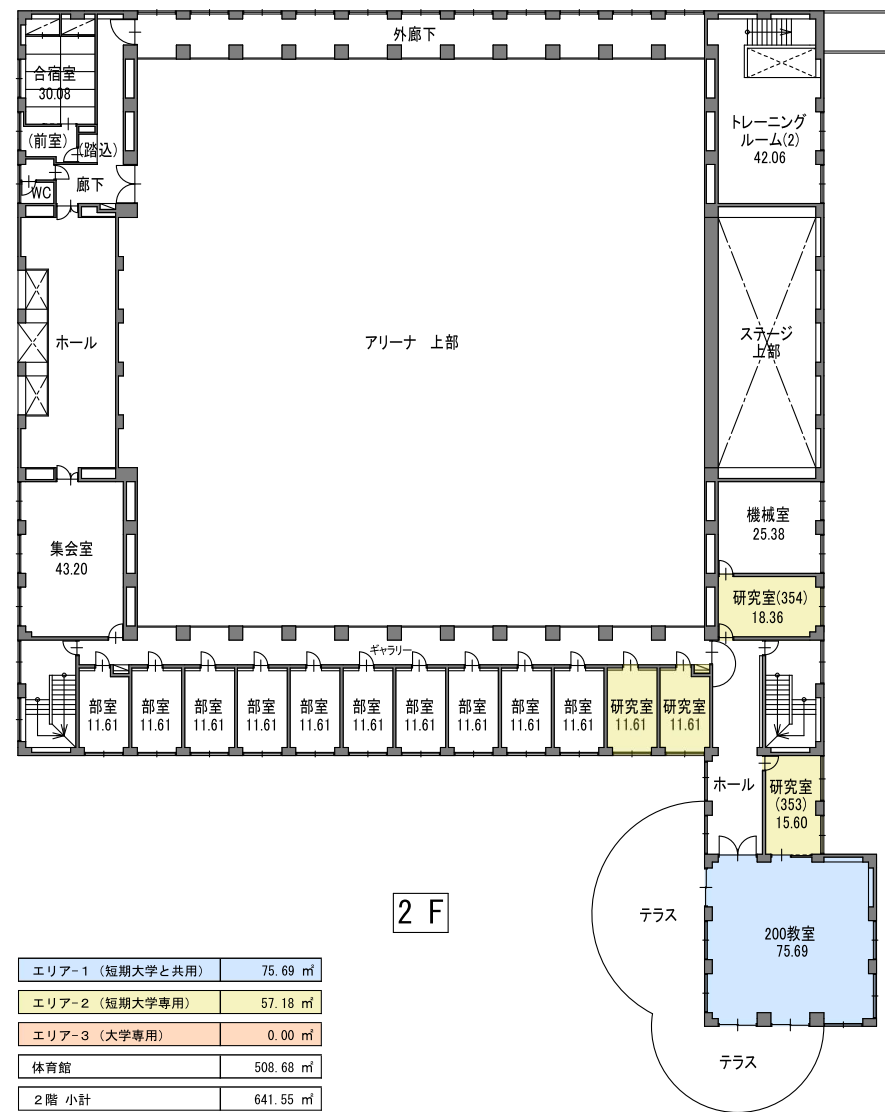
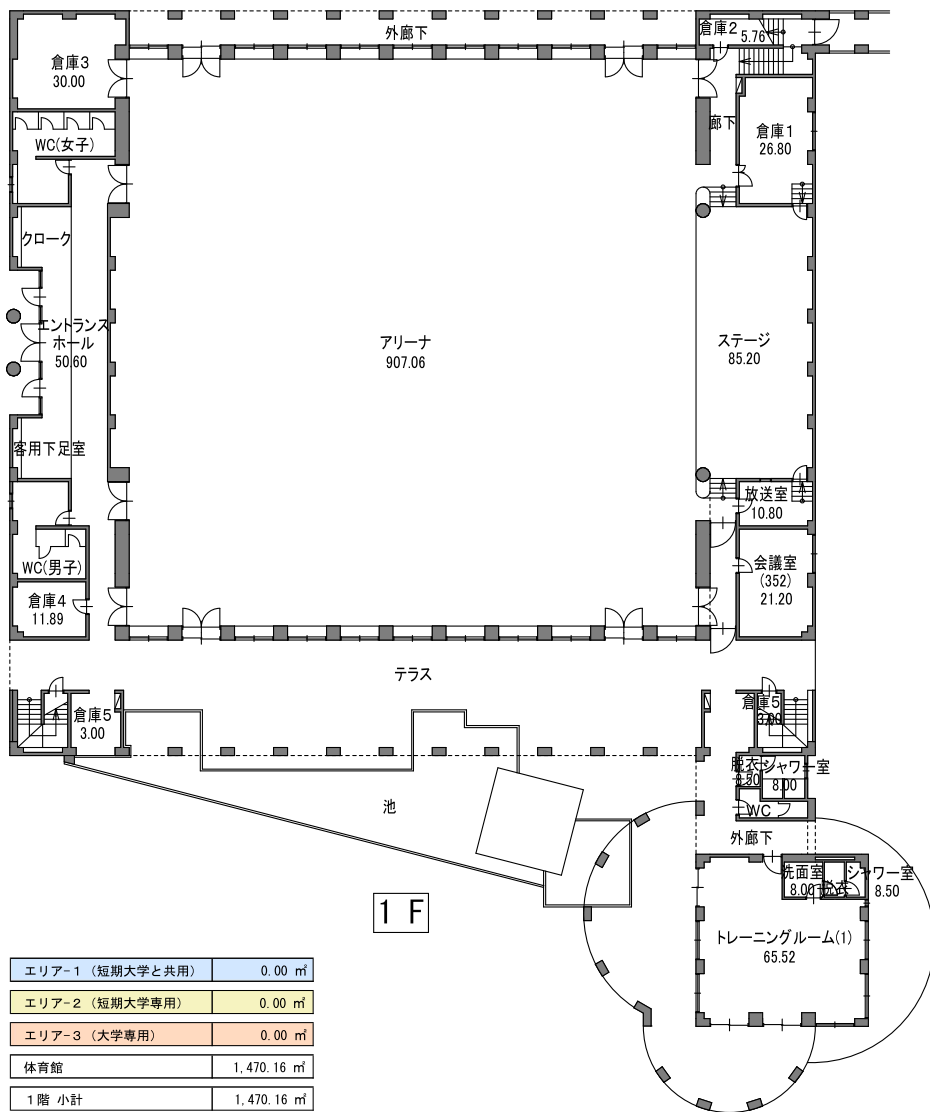
上信バス 中央前橋駅行き「西島」下車（約 20 分 + 徒歩 10 分）

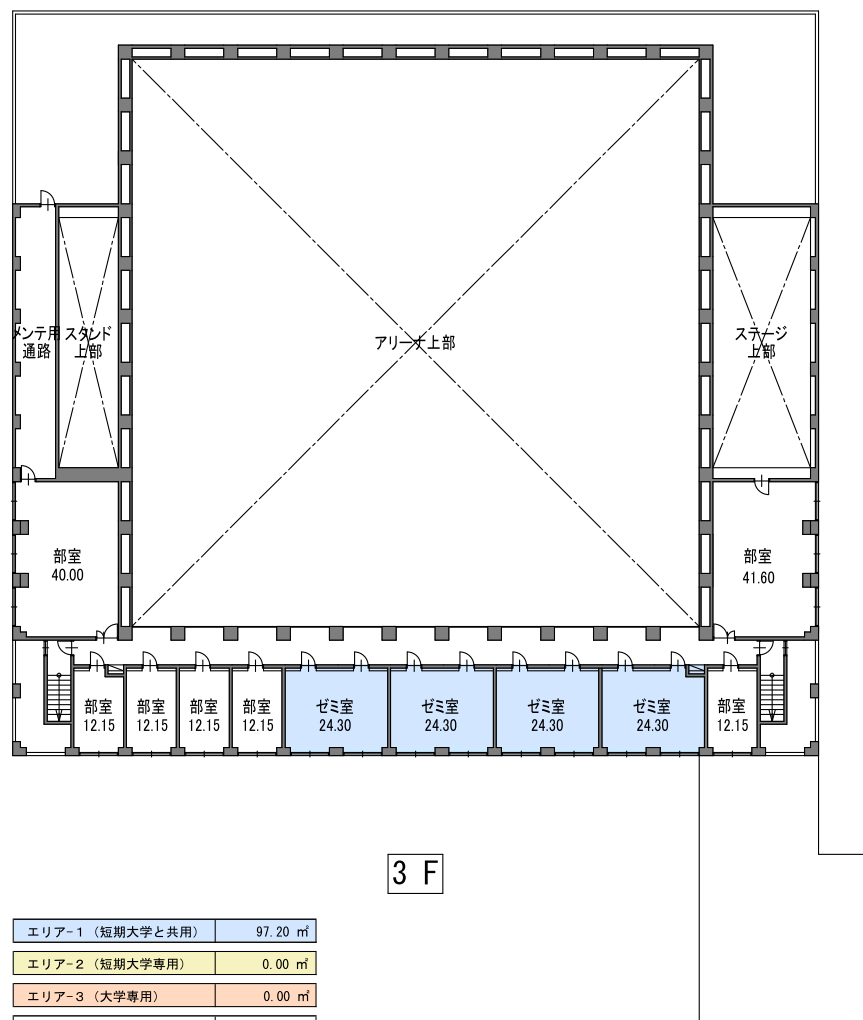
高崎市内循環バス『ぐるりん』 京ヶ島線（系統7）「育英短大前」下車（約25分＋徒歩1分）

(3) 校舎、運動場等の配置図



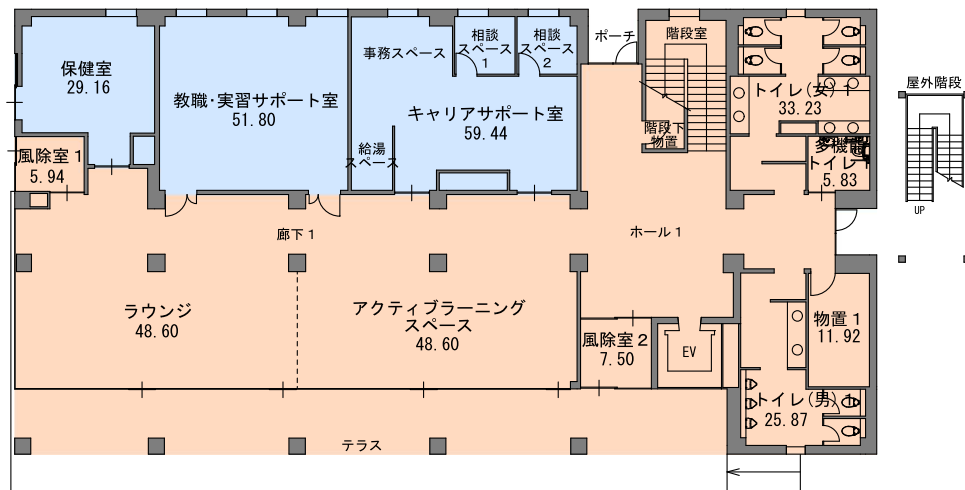




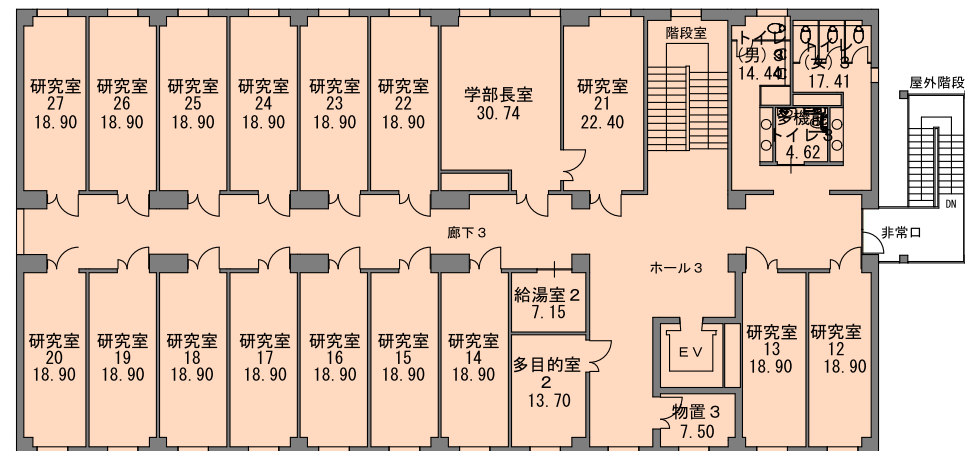


エリア-1 (短期大学と共用)	97.20 m ²
エリア-2 (短期大学専用)	0.00 m ²
エリア-3 (大学専用)	0.00 m ²
体育館	184.21 m ²
3階 小計	281.41 m ²

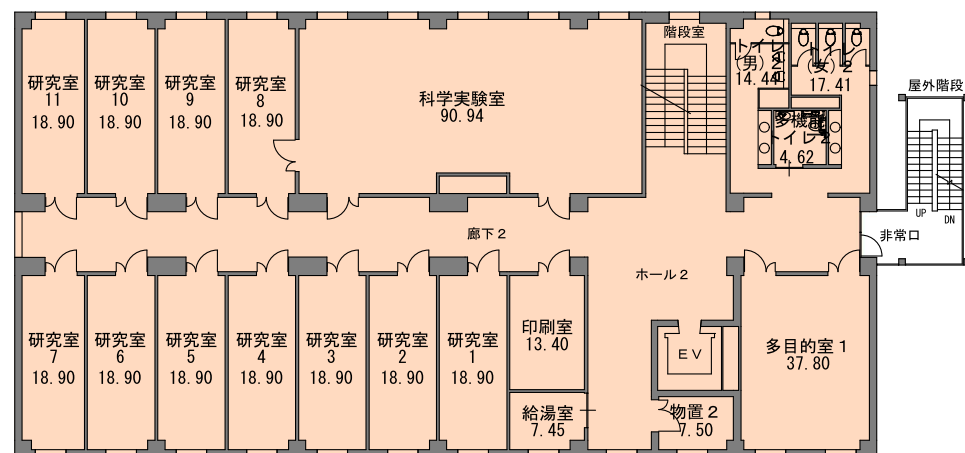
体育館



エリア-1 (短期大学と共用)	140.40 m ²
エリア-2 (短期大学専用)	0.00 m ²
エリア-3 (大学専用)	413.90 m ²
1階 小計	554.30 m ²

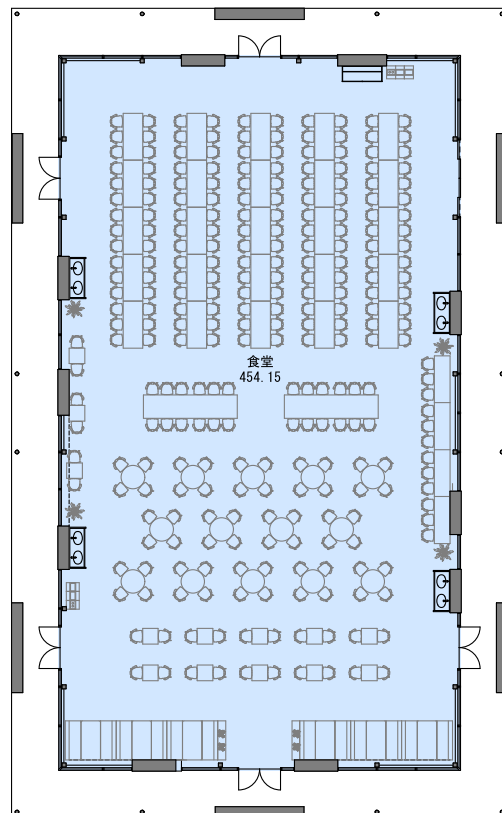


エリア-1 (短期大学と共用)	0.00 m ²
エリア-2 (短期大学専用)	0.00 m ²
エリア-3 (大学専用)	561.00 m ²
3階 小計	561.00 m ²



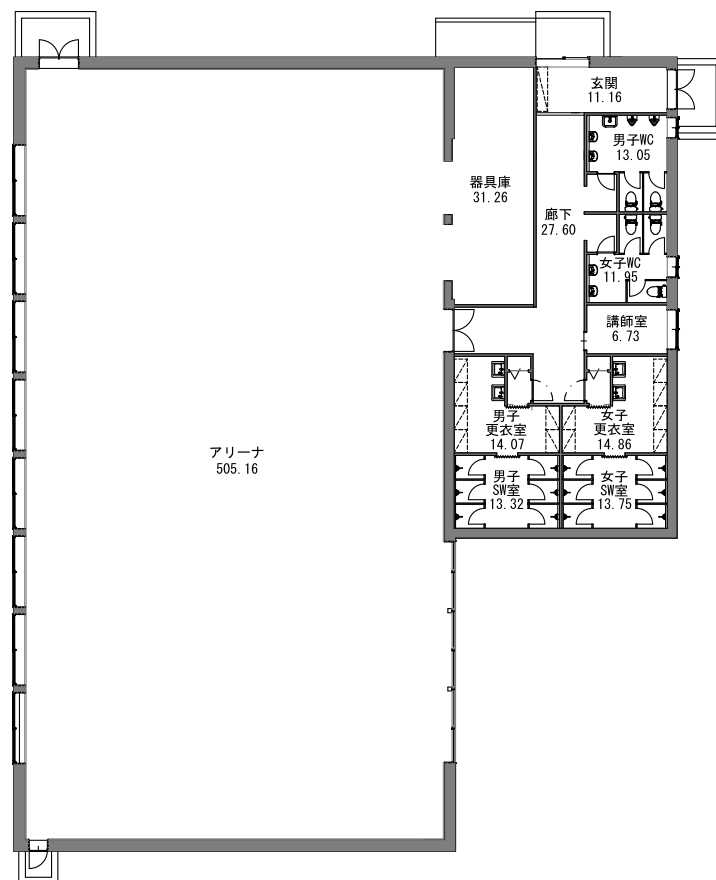
エリア-1 (短期大学と共用)	0.00 m ²
エリア-2 (短期大学専用)	0.00 m ²
エリア-3 (大学専用)	561.00 m ²
2階 小計	561.00 m ²

G棟



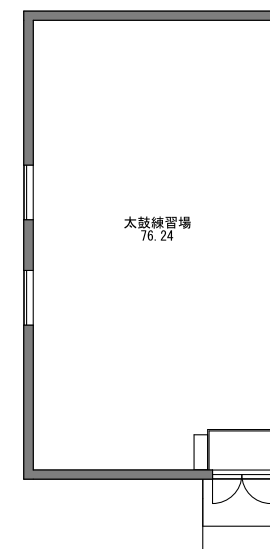
第2 食堂

エリア-1 (短期大学と共用)	454.15 m ²
エリア-2 (短期大学専用)	0.00 m ²
エリア-3 (大学専用)	0.00 m ²
1階 小計	454.15 m ²



第2 体育館

エリア-1 (短期大学と共用)	0.00 m ²
エリア-2 (短期大学専用)	0.00 m ²
エリア-3 (大学専用)	0.00 m ²
体育館	662.92 m ²
1階 小計	662.92 m ²



太鼓練習場

エリア-1 (短期大学と共用)	0.00 m ²
エリア-2 (短期大学専用)	0.00 m ²
エリア-3 (大学専用)	0.00 m ²
太鼓練習場	76.24 m ²
1階 小計	76.24 m ²

育英大学学則(案)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 育英大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを目的とする。

2 本学教育学科は、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的とする。

3 本学を群馬県高崎市京目町1656番地1に置く。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施する。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学部、学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	児童教育専攻	50人	200人
		スポーツ教育専攻	130人	520人
		英語教育専攻	20人	80人
		計	200人	800人

(修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、学則第32条から第34条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第6条 本学の学生以外の者が、第44条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第17条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、学長が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、

前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 群馬県民の日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業期間)

第10条 1年間の授業期間は、試験行事等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程及び単位

(授業方法、開設授業科目及び単位数等)

第11条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 開設する授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分し、別表第1の定めるところによる。

3 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、本学の施設以外の場所で行うことができる。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第12条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほか育英大学履修規則(以下「履修規則」という。)の定めるところによる。

(科目の登録)

第13条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

3 第1項において登録できる単位数は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できる範囲とする。

(単位修得の認定)

第14条 授業科目を履修した者には、認定の上、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位の修得の認定は、試験、レポート、その他の方法により行うものとし、その方法については、各授業科目の担当者が行う。

(他専攻における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の専攻において開設する授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項に規定する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、履修規則の定めるところによる。

(他の大学等における修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(以下「大学以外の教育施設の学修」という。)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定による単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学、他大学等及び大学以外の教育施設の学修において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる履修)

第18条 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による修業年限及び履修方法については、履修規則の定めるところによる。

(試験の時期)

第19条 試験の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験の受験資格)

第20条 当該授業科目の履修について、当該学期に登録をしていない者又は出席状況が良好でない者は、試験を受けることはできない。

(追試験及び再試験)

第21条 病気等やむを得ない事情により試験を受験できなかったと教授会が認めた者は、追試験を受けることができる。

2 定期試験に不合格の科目について、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、当該学生は再試験を受けることができる。

(認定)

第22条 第14条第2項に規定する試験等の成績の評価は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技を2以上組み合わせ行う場合は、その組み合わせに応じ、15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究法及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、本学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第11条第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第25条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類並びに取得方法は、履修規則の定めるところによる。

(卒業の認定)

第26条 本学に4年以上在学し、第24条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の認定は、学年末に行う。ただし、必要に応じて前期末に行うことができる。

(学位授与)

第27条 学長は、前条の規定に基づき卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

教育学部教育学科 学士（教育学）

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、編入学、再入学、転入学、退学、転学及び休学等

（入学時期）

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることがある。

（入学資格）

第29条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6）文部科学大臣の指定した者
- （7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （8）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第30条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考及び入学手続き）

第31条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 選考の結果、合格通知をうけた者は、指定の期間内に入学金を納入するとともに、本学の指定する書類を提出しなければならない。

（編入学）

第32条 本学に編入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 本学に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）大学を卒業した者
- （2）法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- （3）短期大学を卒業した者
- （4）高等専門学校を卒業した者
- （5）専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定め

る基準を満たすものに限る。)を修了した者(法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(6) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(7) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(再入学)

第33条 第37条又は第43条の規定に基づき、本学を退学し、又は除籍となった者が、退学又は除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

(転入学)

第34条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当する学年に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、願書に現に在籍する大学の学長の転学承認書及び単位取得証明書を添えて出願しなければならない。

(入学許可)

第35条 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第36条 入学を許可された者は、学費を負担する者を保証人とし、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について、責任を負うものとする。

3 学生は、保証人が変更になったとき、又は転居したときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その事由を詳細に記し、学長に願い出て許可を得なければならない。

(転学)

第38条 他の大学等への転学を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(転専攻)

第39条 転専攻を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3か月以上修学することが困難な者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別な事由があるときは学長の許可を得て、引続き休学することができる。

2 休学の期間は、通算して修業年限を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在学期間を超えたとき。
- (2) 死亡又は長期にわたり行方不明のとき。
- (3) 第41条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができないとき。
- (4) 成業の見込みがないと認められたとき。
- (5) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しないとき。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者で、本学において一つ又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第45条 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を希望できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他大学等(外国の大学を含む。)の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、一つ又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第49条 公共機関又はこれに準ずる団体から、所定の入学資格を有しない外国人に対して授業科目の履修を委託されたときは、授業に支障がない場合に限り、研修生として入学を許可することがある。

2 研修生に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料、入学金及び授業料)

第50条 入学検定料、入学金及び授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

(その他の費用)

第51条 授業料のほか、教育実習、保育実習及びその他教育に必要な費用は、別途、徴収することができる。

(授業料等の納入金の不還付)

第52条 既納の授業料等の納入金は、特別の事情を除いては、還付しない。

第9章 職員組織

(職員)

第53条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第54条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (2) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 事務職員は、学長の命により大学の事務を処理する。

第10章 教授会

(教授会)

第55条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 特別の課程及び公開講座

(特別の課程)

第56条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第57条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第58条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 教育研究所

(教育研究所)

第58条の2 本学に教育研究所を置く。

2 教育研究所は、学校教育及び保育に関する学際的・総合的研究を行い、その成果を普及し、地域社会に貢献することを目的とする。

3 教育研究所に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生施設

(厚生施設)

第59条 本学に、厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 賞 罰

(表 彰)

第60条 学生が学業、文化・スポーツ及びその他の活動において優れた成績をあげ、他の模範となる場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第61条 学長は、学則その他の規律に違反し、又は本学の学生としての本分に反する行為をした者には、教授会の議を経て、懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓戒、停学又は退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(3) その他、学内の秩序を乱し、本学の体面を傷つけ、学生としての本分に著しく反した者

第16章 雑 則

(学則の改廃)

第62条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成29年9月11日(理事会決定)に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月11日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年2月22日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年9月24日(理事会決定)に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年9月4日(理事会決定)に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年9月17日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年12月3日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条第1項の規定は、令和4年度の編入学者から適用する。
- 3 改正後の別表第1の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年3月23日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 現に在学する学生の保証人にあつては、「学費を負担する者」とみなす。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月24日(理事会決定)に改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月24日(理事会決定)に改正し、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの間は、次のとおりとする。

学 部 学 科	専 攻	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		収容定員	収容定員	収容定員
教育学部 教育学科	児童教育専攻	200人	200人	200人
	スポーツ教育専攻	250人	300人	350人
	計	450人	500人	550人

附 則

- 1 この学則は、令和6年9月11日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年11月29日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学

者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年2月21日(理事会決定)に改正し、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までの間は、次のとおりとする。

学 部 学 科	専 攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		収容定員	収容定員	収容定員
教育学部 教育学科	児童教育専攻	200人	200人	200人
	スポーツ教育専攻	430人	460人	490人
	英語教育専攻	20人	40人	60人
	計	650人	700人	750人

- 3 改正後の別表第1の規定は、令和8年度の入学者から適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、専門教育科目の備考欄については、施行の際、現に在学する学生から適用する。

別表第1（第11条関係）

授 業 科 目

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業形態			備 考
			必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・ 実習	
基礎 教育 科目	情報処理法	1前	1			○		【基礎教育科目】 「思考力の養成」から必修5科目5単位、 「表現力の養成」から必修を含めて5単位以上、 「人間力の養成」から必修4科目4単位、 「社会力の養成」から必修6科目6単位、 「人間の理解」から2単位以上、 「社会の理解」から2単位以上、 合わせて28単位以上を修得すること。
	情報活用法	1後	1			○		
	統計分析法	1後	1			○		
	問題解決法	3前	1			○		
	創造思考法	3後	1			○		
	英語Ⅰ（基礎）	1前	1	1		○		
	英語Ⅱ（応用）	1後	1			○		
	英語Ⅲ（実践）	2前				○		
	日本語Ⅰ（読解、分析）	1前	1			○		
	日本語Ⅱ（作文、論文）	1前	1			○		
	日本語Ⅲ（発表、討論）	1後	1			○		
	自己管理と社会規範	1前	1			○		
	チームワークとリーダーシップ	2前	1			○		
	地域活動と社会貢献	1前	1			○		
	他者理解と信頼関係	1後	1			○		
	基礎ゼミⅠ	1前	1			○		
	基礎ゼミⅡ	1後	1			○		
	総合ゼミⅠ	2前	1			○		
	総合ゼミⅡ	2後	1			○		
	キャリアプランニングⅠ	3前	1			○		
	キャリアプランニングⅡ	3後	1			○		
	人間の理解	1前		2	○			
	健康と運動	1前		2		○		
	歴史と文化	2後		2	○			
	生命と倫理	4後		2	○			
	社会の理解	1前		2	○			
	政治と行政	2前		2	○			
	経済と政策	2前		2	○			
	自然と環境	4後		2	○			
基礎計	29科目		20	17	7	22	0	

基 幹 科 目	人間形成論	1前	2		○			【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、 「研究科目」から必修4科目6単位、 合わせて「専門教育科目」から96単位以上を修得すること。
	心理学概論	1前	2		○			
	対人関係論	1後	2		○			
	道德教育論	1後	2		○			
	教育学概論（幼・小）	1前		2	○			
	教育学概論（中・高）	1前		2	○			
	教育心理学	1後		2	○			
	特別支援教育論	1後		2	○			
	教育行政学（幼・小・中・高）	1後		2	○			
	教職概論（幼・小）	1後		2	○			
	教職概論（中・高）	1後		2	○			
	国語	2前		2	○			
	社会	2後		2	○			
	算数	2前		2	○			
	理科	2後		2	○			
	音楽	2前		2		○		
	図画工作	2前		2		○		
	体育	2前		2		○		
	小学校英語	2前		2	○			
	初等教科教育法（国語）	3前		2	○			
	初等教科教育法（社会）	3後		2	○			
	初等教科教育法（算数）	3前		2	○			
	初等教科教育法（理科）	3後		2	○			
	初等教科教育法（生活）	3前		2	○			
	初等教科教育法（音楽）	3前		2	○			
	初等教科教育法（図画工作）	3前		2	○			
	初等教科教育法（家庭）	3後		2	○			
	初等中等教科教育法（体育・保健体育）	3前		2	○			
	初等教科教育法（外国語）	3後		2	○			
	教育課程論（幼・小）	2前		2	○			
	道德の指導法（小・中）	2後		2	○			
	総合的な学習（探究）の時間の指導法（小・中・高）	3前		2	○			
	特別活動の指導法（小・中・高）	3後		2	○			
	教育方法論（幼）	2後		2	○			
	教育方法論（ICT活用を含む）	2後		2	○			
	生徒・進路指導の理論と方法（小・中・高）	3前		2	○			
	教育相談の理論と方法（幼・小・中・高）	3後		2		○		
	保育内容総論	2前		1		○		
	幼児と健康	2前		1		○		
	幼児と人間関係	2前		1		○		
	幼児と環境	2前		1		○		
	幼児と言葉	2前		1		○		
	幼児と表現A	2前		1		○		
	幼児と表現B	2前		1		○		
	保育内容（健康）の指導法	2後		2		○		
	保育内容（人間関係）の指導法	2後		2		○		
	保育内容（環境）の指導法	3前		2		○		
	保育内容（言葉）の指導法	3前		2		○		
	保育内容（表現A）の指導法	3前		2		○		

専 門 教 育 科 目	展 開 科 目	保育内容（表現B）の指導法	3前	2		○	
		幼児理解の理論と方法	2後	2	○		
		保育原理	1後	2	○		
		子ども家庭支援の心理学	2後	2	○		
		子ども家庭福祉	2後	2	○		
		社会福祉	2後	2	○		
		子ども家庭支援論	3前	2	○		
		子育て支援	3前	1		○	
		社会的養護Ⅰ	2後	2	○		
		子どもの保健	3前	2	○		
		子どもの健康と安全	3後	1		○	
		子どもの食と栄養	3後	2		○	
		乳児保育Ⅰ	3前	2	○		
		乳児保育Ⅱ	3後	1		○	
		社会的養護Ⅱ	3後	1		○	
		体育実技Ⅰ	1後	1			○
		体育実技Ⅱ	2前	1			○
		体育実技Ⅲ	2前	1			○
		体育実技Ⅳ	2後	1			○
		体育実技Ⅴ	2後	1			○
		体育実技Ⅵ	1後	1			○
		体育実技Ⅶ	2後	1			○
		体育原理	1後	2	○		
		運動学・運動方法学	2後	2	○		
		体育心理学	2前	2	○		
		体育経営管理学	2後	2	○		
		体育社会学	2前	2	○		
		生理学・運動生理学	2前	2	○		
		衛生学・公衆衛生学	3前	2	○		
		学校保健（小児保健・精神保健・ 学校安全及び救急処置を含む）	3前	2	○		
		中等教科教育法Ⅰ（体育）	3前	2	○		
		中等教科教育法Ⅱ（体育）	3後	2	○		
		中等教科教育法Ⅲ（保健）	3前	2	○		
		中等教科教育法Ⅳ（保健）	3後	2	○		
		英語学概論Ⅰ	1前	2	○		
		英語学概論Ⅱ	1後	2	○		
		第二言語習得論	2前	2	○		
		英語学演習Ⅰ	3前	1		○	
		英語学演習Ⅱ	3後	1		○	
		英語文学概論Ⅰ	2前	2	○		
		英語文学概論Ⅱ	2後	2	○		
		英語文学演習Ⅰ	3前	1		○	
		英語文学演習Ⅱ	3後	1		○	
		Reading & VocabularyⅠ	1前	1		○	
		Reading & VocabularyⅡ	1後	1		○	
		Listening & SpeakingⅠ	2前	1		○	
		Listening & SpeakingⅡ	2後	1		○	
		WritingⅠ	3前	1		○	
		WritingⅡ	3後	1		○	
		Skills-Integrated English CommunicationⅠ	3前	1		○	

	Skills-Integrated English CommunicationⅡ	3後		1		○	
	異文化理解	2後		2	○		
	中等教科教育法Ⅰ（英語）	2前		2	○		
	中等教科教育法Ⅱ（英語）	2後		2	○		
	中等教科教育法Ⅲ（英語）	3前		2	○		
	中等教科教育法Ⅳ（英語）	3後		2	○		
	教育課程論（中・高）	2前		2	○		
	体力測定・評価法	2後		2	○		
	運動部活動の指導法	3後		2	○		
	コーチング論	2前		2	○		
	トレーニング論	3前		2	○		
	健康管理論	2前		2	○		
	バイオメカニクス	2後		2	○		
発展科目	発達心理学	2後		2	○		
	学校心理学	3後		2	○		
	カウンセリング論	3前		2	○		
	学校・学級経営	3前		2	○		
	チーム学校論	4後		2	○		
	音楽表現演習Ⅰ	1前		1		○	
	音楽表現演習Ⅱ	2前		1		○	
	造形表現演習Ⅰ	1後		1		○	
	造形表現演習Ⅱ	2後		1		○	
	授業実践演習	3後		1		○	
関連科目	心理療法概論	3前		2	○		
	発育・発達論	2前		2	○		
	医学・スポーツ医学	2前		2	○		
	栄養学・スポーツ栄養学	3後		2	○		
	健康づくりの理論と方法	2後		2	○		
	スポーツ指導法	2後		2	○		
	運動プログラム管理	3後		2	○		
	生活習慣病と身体運動	3後		2		○	
	健康運動特講Ⅰ	3前		2		○	
	生涯スポーツⅠ	1前		1			○
	生涯スポーツⅡ	1後		1			○
	生涯スポーツⅢ	2前		1			○
	English and Global Teaching	1後		1		○	
	英語コミュニケーションⅠ	1後		2		○	
	英語コミュニケーションⅡ	1後		2		○	
	英語コミュニケーションⅢ	1後		2		○	
	英語コミュニケーションⅣ	1後		1		○	
	インターンシップⅠ	2前		1		○	
	インターンシップⅡ	3前		1		○	
実	初等学校体験活動A	1前		1			○
	初等中等学校体験活動A	1前		1			○
	初等学校体験活動B	3後		1			○
	初等中等学校体験活動B	3後		1			○
	介護等体験活動	2前		1			○
	健康体験実習	1前		1			○
	初等教育実習事前事後指導	4前		1		○	
	初等教育実習	4前		2			○
	初等中等教育実習（小・中）	4前		2			○

習 科 目	保育実習指導Ⅰ（保育所）	3後		1		○		
	保育実習指導Ⅰ（施設）	3後		1		○		
	保育実習Ⅰ（保育所）	3後		2			○	
	保育実習Ⅰ（施設）	3後		2			○	
	保育実習指導Ⅱ	4前		1		○		
	保育実習Ⅱ	4前		2			○	
	保育実習指導Ⅲ	4前		1		○		
	保育実習Ⅲ	4前		2			○	
	中等教育実習事前事後指導	4前		1		○		
	中等教育実習（中・高）	4前		2			○	
	保育・教職実践演習（幼）	4後		2		○		
	教職実践演習（小）	4後		2		○		
	教職実践演習（中・高）	4後		2		○		
	健康実践演習	4前		1		○		
科 研 目 究	教育学研究法Ⅰ	3前	1			○		
	教育学研究法Ⅱ	3後	1			○		
	卒業研究Ⅰ	4前	2			○		
	卒業研究Ⅱ	4後	2			○		
専門計	168科目		14	265	83	62	23	
合計	合計197科目		34	282	90	84	23	

学則の変更事項を記載した書類

① 変更の事由

- ア 教育学部教育学科スポーツ教育専攻の入学定員及び収容定員を変更する。
- イ 教育学部教育学科に英語教育専攻を新設し、入学定員及び収容定員を設定する。

② 変更点

- ア 第4条：教育学部教育学科スポーツ教育専攻の入学定員を100人から130人に増員（30人増）とする。
- イ 第4条：教育学部教育学科に英語教育専攻を新設し、入学定員を20人に設定する。
- ウ 別表第1（第11条関係）：英語教育専攻新設に係る授業科目を新たに22科目設定する。
- エ 附則1：上記は令和8年度からの変更とする。
附則2：完成年度までの段階的な収容定員数について記する。

育英大学学則 新旧対照表（改正条文のみ）（案）

新	旧	改正理由																																																												
《略》 (学部、学科及び学生定員) 第4条 本学において設置する学部、学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>専 攻</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="4">教育学部</td><td rowspan="4">教育学科</td><td>児童教育専攻</td><td>50人</td><td>200人</td></tr><tr><td>スポーツ教育専攻</td><td>130人</td><td>520人</td></tr><tr><td>英語教育専攻</td><td>20人</td><td>80人</td></tr><tr><td>計</td><td>200人</td><td>800人</td></tr></table> 《略》 附 則 1 この学則は、令和7年2月21日(理事会決定)に改正し、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までの間は、次のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">学 部 学 科</th><th rowspan="2">専 攻</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><th>収容定員</th><th>収容定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="4">教育学部 教育学科</td><td>児童教育専攻</td><td>200人</td><td>200人</td><td>200人</td></tr><tr><td>スポーツ教育専攻</td><td>430人</td><td>460人</td><td>490人</td></tr><tr><td>英語教育専攻</td><td>20人</td><td>40人</td><td>60人</td></tr><tr><td>計</td><td>650人</td><td>700人</td><td>750人</td></tr></table> 3 改正後の別表第1の規定は、令和8年度の入学者から適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、専門教育科目の備考欄については、施行の際、現に在学する学生から適用する。	学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員	教育学部	教育学科	児童教育専攻	50人	200人	スポーツ教育専攻	130人	520人	英語教育専攻	20人	80人	計	200人	800人	学 部 学 科	専 攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度	収容定員	収容定員	収容定員	教育学部 教育学科	児童教育専攻	200人	200人	200人	スポーツ教育専攻	430人	460人	490人	英語教育専攻	20人	40人	60人	計	650人	700人	750人	《略》 (学部、学科及び学生定員) 第4条 本学において設置する学部、学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>専 攻</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="3">教育学部</td><td rowspan="3">教育学科</td><td>児童教育専攻</td><td>50人</td><td>200人</td></tr><tr><td>スポーツ教育専攻</td><td>100人</td><td>400人</td></tr><tr><td>計</td><td>150人</td><td>600人</td></tr></table> 《略》	学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員	教育学部	教育学科	児童教育専攻	50人	200人	スポーツ教育専攻	100人	400人	計	150人	600人	スポーツ教育専攻の定員増及び英語教育専攻の設置に伴う改正並びに専門教育科目の履修方法の変更に伴う改正
学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員																																																										
教育学部	教育学科	児童教育専攻	50人	200人																																																										
		スポーツ教育専攻	130人	520人																																																										
		英語教育専攻	20人	80人																																																										
		計	200人	800人																																																										
学 部 学 科	専 攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																										
		収容定員	収容定員	収容定員																																																										
教育学部 教育学科	児童教育専攻	200人	200人	200人																																																										
	スポーツ教育専攻	430人	460人	490人																																																										
	英語教育専攻	20人	40人	60人																																																										
	計	650人	700人	750人																																																										
学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員																																																										
教育学部	教育学科	児童教育専攻	50人	200人																																																										
		スポーツ教育専攻	100人	400人																																																										
		計	150人	600人																																																										

育英大学学則 教育課程表 新旧対照表〔改正箇所のみ〕(案)

新										旧									
別表第1（第11条関係）										別表第1（第11条関係）									
科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業形態													
				必 修	選 択	講 義	演 習	実験・ 実習											
専 門 教 育 科 目	展 開 科 目	《略》																	
		中等教科教育法Ⅳ（保健）	3後		2	○													
		英語学概論Ⅰ	1前		2	○			【新設】										
		英語学概論Ⅱ	1後		2	○			【新設】										
		第二言語習得論	2前		2	○			【新設】										
		英語学演習Ⅰ	3前		1		○		【新設】										
		英語学演習Ⅱ	3後		1		○		【新設】										
		英語文学概論Ⅰ	2前		2	○			【新設】										
		英語文学概論Ⅱ	2後		2	○			【新設】										
		英語文学演習Ⅰ	3前		1		○		【新設】										
		英語文学演習Ⅱ	3後		1		○		【新設】										
		Reading & VocabularyⅠ	1前		1		○		【新設】										
		Reading & VocabularyⅡ	1後		1		○		【新設】										
		Listening & SpeakingⅠ	2前		1		○		【新設】										
		Listening & SpeakingⅡ	2後		1		○		【新設】										
		WritingⅠ	3前		1		○		【新設】										
		WritingⅡ	3後		1		○		【新設】										
		Skills-Integrated English CommunicationⅠ	3前		1		○		【新設】										
		Skills-Integrated English CommunicationⅡ	3後		1		○		【新設】										
		異文化理解	2後		2		○		【新設】										
		中等教科教育法Ⅰ（英語）	2前		2		○		【新設】										
		中等教科教育法Ⅱ（英語）	2後		2		○		【新設】										
		中等教科教育法Ⅲ（英語）	3前		2		○		【新設】										
中等教科教育法Ⅳ（英語）	3後		2		○		【新設】												
教育課程論（中・高）	2前		2		○														
《略》																			
専門計		168科目		14	265	83	62	23											
合計		合計197科目		34	282	90	84	23											
備 考										備 考									
【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、「展開科目」から30単位以上、「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、「研究科目」から必修4科目6単位、合わせて「専門教育科目」から96単位以上を修得すること。										【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、「展開科目」から30単位以上、「発展科目」及び「関連科目」から10単位以上、「実習科目」及び「研究科目」から必修を含めて6単位以上、合わせて96単位以上を修得すること。									

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

ア 学則変更(収容定員変更)の内容	2
イ 学則変更(収容定員変更)の必要性	2
ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容	6
(ア) 教育課程の変更内容	6
(1)全学的取組	6
(2)教育学科 スポーツ教育専攻	11
(3)教育学科 英語教育専攻	13
(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容	16
(ウ) 教員組織の変更内容	21
(エ) 大学全体の施設・整備の変更内容	22

ア 学則変更(収容定員変更)の内容

令和 8(2026)年度から、育英大学学則第 4 条に定める教育学部教育学科の入学定員及び収容定員を表 1 のように変更する。教育学部教育学科は入学定員を現在の 150 人から 200 人へと増員する。また、これに伴い、収容定員を現在の 600 人から 800 人に変更する。

表 1 令和 8(2026)年度 収容定員変更の概要

学部	学科	専攻	変更前の定員 (A)		変更後の定員 (B)		差(B－A)	
			入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
教育	教育	児童教育	50	200	50	200	0	0
		スポーツ教育	100	400	130	520	＋30	＋120
		英語教育	－	－	20	80	＋20	＋80
合計			150	600	200	800	＋50	＋200

イ 学則変更(収容定員変更)の必要性

学校法人群馬育英学園(以下、「本学園」)は、「正直・純潔・無私・愛」の道義標準に基づき、昭和 33(1958)年に群馬県において学校法人として設置され、昭和 38(1963)年に前橋育英高等学校を開設した。その後、昭和 45(1970)年に前橋保育専門学校、昭和 52(1977)年に前橋育英学園短期大学を開設し、「公正・純真・奉仕・友愛」の道德理念を培い、国際的視野に立って世界の平和と社会の福祉に貢献できる人材を育成することに努めてきた。その後、昭和 62(1987)年に育英短期大学と改称し、60 年近くの教育的事業を通して短期大学卒業生 1 万人余りを地域社会に送り出し、保育・幼児教育を中心とした多くの教育者養成を行うことによって地域に根ざした高等教育の場としての役割を果たしてきた。

本学園名の「育英」は孟子の「盡心章句上」に由来し、「すぐれた才知をもつ青少年を教育する」という意味をもっている。本学園はこの基本理念の実現を目指して「公正、純真、奉仕、友愛」を建学の精神に掲げて、平成 30(2018)年 4 月に教育者を養成する大学として育英大学(以下、「本学」)を開設した。

この建学の精神は、多様な価値が混在する今日の社会では、私たち一人ひとりが物事に対して「公正」で、「純真」に、他者に対して「奉仕」の精神と深い「友愛」をもって臨むことが社会のさまざまな対立や矛盾を解決する道に通じるという考えに基づいている。

本学は、この建学の精神に則り、育英大学学則(以下、「学則」)第 1 条において、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研

究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを使命とし、教育学部教育学科では、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材を養成することを目的としている。

本学の特色は、教育分野の基礎的知識と技能を修得させ、特に現場で必要とされる教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させることを教育目標として掲げて、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところに認められる。

本学は、教育学部教育学科の 1 学部 1 学科からなる大学であり、さらに教育学科は児童教育専攻とスポーツ教育専攻の 2 専攻から構成されている。

児童教育専攻の特色は、児童教育の現場で求められる幅広い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させ、児童教育現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところに認められる。

スポーツ教育専攻の特色は、体育・スポーツの教育現場に求められる幅広い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を修得させ、体育・スポーツの教育現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところに認められる。

このたびの収容定員変更に際しては、教育学部教育学科にスポーツ教育専攻の定員増と英語教育専攻を新設し、入学定員を現行の 150 人から 200 人に増員することを計画している。地域的・社会的な現状と課題を踏まえると、本学スポーツ教育専攻と英語教育専攻の収容定員変更の必要性は、「学生確保の見通し等を記載した書類」の「(2)人材需要の動向等社会の要請」に詳述するとおり、以下のようにまとめられる。

スポーツ教育専攻

本学スポーツ教育専攻の収容定員変更の必要性は、体育の専科指導が可能な教員や、公認指導者資格を有する高度なスキルを備えたスポーツ指導者への需要が全国的に増加の一途をたどっていることにある。その背景として、教育現場における教科担任制の推進と、運動部活動の地域移行という 2 つの動きが挙げられる。

1 つ目は、教科担任制の推進である。令和 3(2021)年 7 月に公表された「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」【資料 1】では、体育が理科・算数・外国語

と並び、「優先的に専科指導の対象とすべき教科」と位置づけられた。体育は、児童・生徒の「技能差」や「体力差」に配慮し、安全で体系的な指導を行う必要がある教科とされ、その専門性が強く求められている。この方針を受け、令和 4(2022)年度から小学校高学年で教科担任制が本格導入され、体育指導における専門性の重要性が一層高まっている。

さらに、令和 6(2024)年 5 月に中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」が取りまとめた『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)【資料 2】では、小学校中学年への教科担任制拡大や専科指導教員の定数改善が示唆されている。

また、本学が所在する群馬県は小学校と中学校の人事異動が可能な独自制度を有しており、多様な教育段階で体育の専科指導を行える教員が特に求められている。これらの地域的特色や政策の流れを受け、群馬県、高崎市、前橋市、伊勢崎市及び伊勢崎市教育委員会から本学に提出された意見書【資料 3】では、体育専科指導教員の養成を強化する具体的な要請が示されている。

2 つ目は、運動部活動の地域移行である。令和 4(2022)年 12 月にスポーツ庁と文化庁が取りまとめた「学校部活動及び新たな地域スポーツクラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」【資料 4】では、持続可能な地域スポーツ環境を実現するため、公認スポーツ指導者資格を有する専門的な指導者の確保が不可欠であると強調されている。少子化や教員負担軽減の課題に対応しながら、地域社会でのスポーツ活動を担う高度な専門性を持つ指導者への期待が高まっている。

これに関連し、群馬県スポーツ協会及び株式会社ザスパが本学に提出された意見書【資料 5】では、地域スポーツクラブを支える指導者の育成が求められている。この意見書では、公認スポーツ指導者資格を持つ人材が地域の健康増進やスポーツ環境の充実に与える具体的な効果が示されており、地域スポーツの未来を支える人材の必要性が強調されている。

以上の社会的背景を踏まえ、本学スポーツ教育専攻では入学定員を増員し、教育現場や地域スポーツで活躍できる体育専科指導教員や地域スポーツクラブ指導者を育成することが必要とされている。

英語教育専攻

本学英語教育専攻の収容定員変更の必要性は、英語科教員に対する需要が全国的に増加の一途をたどっていることにある。その背景としては、大きく 2 つの要因が挙げられる。

1 つ目は、教科担任制の推進である。令和 3(2021)年 7 月公表の「義務教育 9 年間を見通

した教科担任制の在り方について(報告)」「【資料 6】では、外国語(英語)が理科・算数・体育と並び「優先的に専科指導の対象とすべき教科」と位置づけられ、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)」「【資料 2】でも、小学校中学年からの教科担任制導入が示唆されている。これらの方策は、中学校進学時の円滑な移行や児童・生徒の基礎的コミュニケーション能力を涵養することを目的としており、より高度な専門性を有する英語の専科指導教員の配置が全国的に求められていることを意味する。

2 つ目は、地域における英語専門人材のニーズ拡大である。群馬県学校人事課「令和 6 年度採用 群馬県公立学校教員選考試験合格者状況」【資料 7】によれば、県内で採用された英語科教員は中学校 32 人・高等学校 11 人と全教科中最多であり、地域における英語教育を専門とする人材の需要は極めて高い。また、文部科学省「令和 6 年度公立学校教員採用選考試験の実施状況」【資料 8】によると、中学校英語科教員は群馬県 28 人、茨城県 47 人、栃木県 25 人、埼玉県 75 人、新潟県 22 人(中高共通)、長野県 18 人、さいたま市 11 人、新潟市 13 人(新潟県を除く 5 県 2 市合計 217 人)、高等学校では群馬県 11 人、茨城県 21 人、栃木県 9 人、埼玉県 40 人、新潟県 22 人(中高共通)、長野県 15 人、新潟市 1 人(新潟県を除く 5 県 1 市合計 97 人)と、近隣地域でも同様に高い需要が確認されている。

さらに、本学が所在する群馬県は小学校と中学校の人事異動が可能な独自制度を有しており、多様な教育段階で英語の専科指導を行える教員が特に求められている。群馬県、高崎市、前橋市、伊勢崎市及び伊勢崎市教育委員会から本学に寄せられた意見書【資料 3】でも、英語教育分野での専門性を備えた教員養成に対する強い要望が示されており、こうした地域的特色と全国的政策の動向が相まって、群馬県における英語専科指導教員のニーズは一層高まっている。

以上の社会的背景を踏まえ、本学では英語教育専攻を新設し、教育現場で英語の専科指導ができる専門性の高い教員を養成することが必要とされている。

以上の理由を踏まえると、今回の本学における収容定員変更は、社会の要請に応じて本学の教育改革をさらに推し進め、地域社会において活躍する人材をより多く育成することを目指しているものであるといえる。また、収容定員変更にあたっては、本学が蓄積してきたこれまでの教育の質を維持しつつ学生確保に努めていく。

ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

収容定員変更にあたっては、本学が開学より積み重ねてきた教育の質をこれまでどおり維持しつつ、教育学部という特色をさらに活かした教育課程の編成を行っていく【資料 9】。本学は平成 30(2018)年度開学の新設大学であるが、専門性豊かな人材の育成という点で社会的にも高い評価を受けてきた。例えば、本学では、近隣の学校や企業との連携を重視した体験活動やインターンシップ等を実施し、在学中から実践的なスキルを身につける機会を提供している。これにより、卒業生は教育現場や関連分野において即戦力として活躍し、高い評価を得ている。今回の収容定員数の増員にあっても、こうした本学の教育の質を維持・向上することができるよう、高度な力量を持った人材の育成に引き続き努めていく。

さらに今回の収容定員変更に合わせて、本学では(1)全学的取組、(2)スポーツ教育専攻、(3)英語教育専攻における取組の 3 つの点から教育課程について、これまでよりもさらに充実した教育支援体制の構築を行っていく。以下では各観点に即して、学則に示した人材養成・教育研究上の目的を踏まえた上で、それに適った教育課程の内容について述べる。

(1)全学的取組

本学学則に定める人材養成・教育研究上の目的は以下のとおりである。

育英大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを目的とする。

(育英大学学則第 1 条)

本学教育学科は、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的とする。

(同上第 1 条 2 項)

以上のように、本学は高等教育機関として「豊かな人間性と深い専門性」を有した専門的職業人を養成するとともに、教育学部教育学科という特色を十全に活かすことで、理論的知

識と実践的知識を兼ね備えた質の高い教育者の輩出を目的としている。

この目的を実現するために、本学では教育課程を「基礎教育科目」と「専門教育科目」の2つに区分し(表2)、編成の方針(カリキュラム・ポリシー)を次のように定めている。

1. 教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
2. 教育に関わるさまざまな理論と教員に求められる資質能力に基づいた知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
3. 教育現場において必要な教科や指導法についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、教育活動を実践することができるように教育する。
4. 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。
5. 体験的学習や研究を通して教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、教育活動の実践に活かすことができるように教育する。

基礎教育科目は、教育現場に求められる幅広い教養を習得させることを目的として定められている。科目区分として設けている6つのカテゴリーは、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において示されている各専攻分野を通じて培う学士力の内容を基盤にしている。まず知的活動及び職業生活や社会生活で必要となる汎用的技能の修得のために、「思考力の養成」(児童教育専攻：5科目5単位、スポーツ教育専攻：5科目5単位、英語教育専攻：5科目5単位)と「表現力の養成」(児童教育専攻：6科目6単位、スポーツ教育専攻：6科目6単位、英語教育専攻：6科目6単位)を設定している。次に、社会の一員として求められる態度や志向性を修得させるために「人間力の養成」(児童教育専攻：4科目4単位、スポーツ教育専攻：4科目4単位、英語教育専攻：4科目4単位)を設定している。また、卒業後も自律した学習態度を修得させるために「社会力の養成」(児童教育専攻：6科目6単位、スポーツ教育専攻：6科目6単位、英語教育専攻：6科目6単位)を設定している。最後に、人間の文化や社会及び自然に関する幅広い知識を修得させるために「人間の理

解」(児童教育専攻：4科目8単位、スポーツ教育専攻：4科目8単位、英語教育専攻：4科目8単位)と「社会の理解」(児童教育専攻：4科目8単位、スポーツ教育専攻：4科目8単位、英語教育専攻：4科目8単位)を定めている。

表2 育英大学における教育課程編成の方針

科目区分		単位数
基礎教育科目	思考力の養成	5科目5単位
	表現力の養成	6科目6単位
	人間力の養成	4科目4単位
	社会力の養成	6科目6単位
	人間の理解	4科目8単位
	社会の理解	4科目8単位
専門教育科目	基幹科目	11科目22単位
	展開科目	101科目172単位
	発展科目	10科目15単位
	関連科目	19科目31単位
	実習科目	23科目33単位
	研究科目	4科目6単位

専門教育科目は、「基幹科目」「展開科目」「発展科目」「関連科目」「実習科目」「研究科目」の6つの科目区分から編成されている。

「基幹科目」(児童教育専攻：9科目18単位、スポーツ教育専攻：9科目18単位、英語教育専攻：9科目18単位)は、教育学科としての専門教育を体系的に学修する上で必要となる人間の形成、成長、発達などに関する知識とともに、展開科目を履修する上で必要な教育学分野の主要な領域の内容及び方法に関する基本的知識の修得を目的として、「人間形成論」や「道德教育論」「教育学概論」などを配置している。

「展開科目」(児童教育専攻：64科目115単位、スポーツ教育専攻：33科目59単位、英語教育専攻：29科目46単位)は、学生自らの興味や関心、将来の専門的な活動分野に応じて、基幹科目を通して得られた知識や方法をさらに深化させていくことを目的に、各専攻の特色に応じた科目を配置している。

「発展科目」(児童教育専攻：10科目15単位、スポーツ教育専攻：6科目11単位、英語

教育専攻：6科目 11単位)は、これからの教育活動を担う職業人としての資質能力の向上に向けて、現代の学校教育を取り巻く課題に対応するための知識や能力とともに、学習指導や授業実践に関する理論と実践の関係について理解を深め、体験的な学修を通して教育活動を総合的に実践する応用能力を修得するために、「チーム学校論」や「授業実践演習」などを配置している。

「関連科目」(児童教育専攻：19科目 31単位、スポーツ教育専攻：19科目 31単位、英語教育専攻：19科目 31単位)は、教育を実践する上で問題の解決や改善に資するために、教育学との関連性が深い心理学や地域スポーツ教育、健康教育に関する知識を修得するために、「心理療法概論」等の心理学に関する科目、ならびに「健康づくりの理論と方法」等の地域スポーツ教育や健康教育に関する科目を選択科目として配置している。

「実習科目」(児童教育専攻：18科目 26単位、スポーツ教育専攻：9科目 12単位、英語教育専攻：7科目 10単位)は、講義や演習で修得した知識と技能を実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて総合的に応用するとともに、教育実践に必要とされる知識と技術の統合を図り、実務を行うための実践的な手法を修得するために、各種体験活動や免許ごとの教育実習、教職実践演習等を選択科目として配置している。

「研究科目」(児童教育専攻：4科目 6単位、スポーツ教育専攻：4科目 6単位、英語教育専攻：4科目 6単位)は、教育学研究に関する研究意識と基礎的な調査技法などの研究能力を修得するとともに、各自の研究課題に則した研究計画を設定し、資料収集や分析、報告、意見交換などを繰り返しながら卒業論文を作成して教育に関する諸課題を探究するために、「教育学研究法Ⅰ」「教育学研究法Ⅱ」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」を必修科目として配置している。

本学では以上の教育課程編成の方針に示された基本的な方向性を踏襲しつつ、今回の収容定員変更を視野に入れて引き続き安定した運用を行っていく。収容定員変更に先立ち、本学では既に令和 7(2025)年度より、開学以来特色としてきた教育課程の充実に努めている。具体的には、以下の2つの追加点を全学的取組とすることで教育課程の拡充を行っている。

追加点① 「学校体験活動」及び「インターンシップ」関連科目の新設

本学は平成 30(2018)年の開学以来、教育委員会や地域の学校と連携し、学生が教育現場で学ぶ機会を提供してきた。令和元(2019)年には高崎市教育委員会、令和 5(2023)年には伊勢崎市教育委員会、令和 6(2024)年には群馬県教育委員会と覚書を締結し、学校現場のニーズに応じた授業補助や行事運営などを実施する体制を整備してきた。

こうした地域連携の基盤を活かし、令和 7(2025)年度からは教育現場での実践機会をさらに拡充するため、「関連科目」に「インターンシップⅠ」(2 年前期)、「インターンシップⅡ」(3 年前期)を、「実習科目」に「初等中等学校体験活動 A」(1 年前期)、「初等学校体験活動 A」(1 年前期)、「初等中等学校体験活動 B」(3 年後期)、「初等学校体験活動 B」(3 年後期)を新設する【資料 10】。1 年次前期の「学校体験活動 A」で教育現場の基礎的な理解を深め、2 年次前期・3 年次前期の「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」で実務的な経験を積み、3 年次後期の「学校体験活動 B」で応用的な実践力を養う。このような段階的なカリキュラムにより、学生は現場経験を重ねながら体系的に実践力を高め、4 年次の教育実習へのスムーズな移行を実現する。

また、「学校体験活動 A・B」で修得した単位を教育実習の単位として認めることで、教育実習期間を現行の 3 週間から 2 週間に短縮する一方、1 年次からの積み重ねによる実践経験を基に、実習の質を維持し、質の高い学びを確保する。この取組によって地域との連携を一層強化するとともに、4 年間を通じて実践的な学びを深める教員養成カリキュラムを確立していく。

追加点② 留学関連科目の新設

本学は令和 5(2023)年度に、教育学部生に特化した留学プログラムを開始した。このプログラムでは、留学先での授業観察や授業補助、授業実践といった教育現場での英語体験を中心に、現地学生との交流や地域ボランティア活動を組み合わせることで、教育者としての視野を広げ、実践力を養う多面的な学びを提供してきた。

令和 7(2025)年度からは、この留学プログラムを「関連科目」として正式に位置づけ、学びを単位化することで教育課程に組み込み、体系化する【資料 10】。「English and Global Teaching」は留学準備段階での基礎力養成を担い、「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は留学中及び留学後の学修成果を評価する役割を果たす。これにより、留学プログラム全体が教育課程と一貫性を持って連動し、単なる体験を超えた学びとして位置づけられる。

また、英語教育専攻の新設を契機に、専門的な英語教育のニーズに応えるべく、留学期間を現行の 3 週間から 4 週間に延長し、協定校との連携を強化する。これにより、授業参加や教育現場での実践活動をさらに充実させるとともに、専門性に基づいた学びの深化を図る。この取組を通じて、教育学部に特化した独自の留学プログラムをさらに発展させ、国際的な視野と実践力を備えた次世代の教育者を育成する。

(2)教育学科 スポーツ教育専攻

このたび収容定員の変更を行うスポーツ教育専攻は、体育・スポーツに関する専門的な知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成することを目的としている。令和8(2026)年度においてスポーツ教育専攻で取得可能な免許及び資格は(表 3)のとおりである。

表 3 スポーツ教育専攻において取得可能な免許・資格

免許・資格名		備考
教員免許状	中学校教諭一種免許状(保健体育)	
	高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格 コーチ1(サッカー、バレーボール)		
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格 コーチ1(レスリング)		令和7(2025)年度より取得可能
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格 アシスタントマネジャー		
日本サッカー協会Cライセンス		
健康運動指導士		所定の科目の単位修得によって資格取得のための講習が免除となり、認定試験の受験資格の取得が可能
スポーツインストラクター		所定の科目の単位修得によって資格取得のための講習が免除となり、レポート課題を協会に提出することで取得可能
子ども身体運動発達指導士		同上
中高老年期運動指導士		同上
キャンペインストラクター		所定の科目の単位修得後に申請書類を提出することで取得可能

また、スポーツ教育専攻では教育課程を「基礎教育科目」と「専門教育科目」の2つに区分し、以下のように編成の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている。

1. 体育・スポーツ教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
2. 体育・スポーツ教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、体育・スポーツ教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
3. 体育・スポーツ教育現場において必要な生徒理解、教育相談、体育教科についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」

を設置し、体育・スポーツ教育現場で教育活動を実践することができるように教育する。

4. 体験的学習や研究を通して体育・スポーツ教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって体育・スポーツ教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
5. 体育・スポーツ教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

これらの教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえ、本学では下記のとおり、基礎教育科目、専門教育科目にそれぞれ6つの科目区分を設けている(表4)。

表4 スポーツ教育専攻における科目区分、開講科目数及び単位数

科目区分		単位数
基礎教育科目	思考力の養成	5科目5単位
	表現力の養成	6科目6単位
	人間力の養成	4科目4単位
	社会力の養成	6科目6単位
	人間の理解	4科目8単位
	社会の理解	4科目8単位
専門教育科目	基幹科目	9科目18単位
	展開科目	33科目59単位
	発展科目	6科目11単位
	関連科目	19科目31単位
	実習科目	9科目12単位
	研究科目	4科目6単位

基礎教育科目は、教育学科の共通開講科目となっているため、教育学科内で同様である。

専門教育科目は、「基幹科目」「展開科目」「発展科目」「関連科目」「実習科目」「研究科目」の6つの科目区分から編成されている。

「基幹科目」(9科目 18単位)は、体育・スポーツ教育の理念、歴史、思想、制度を体系的に学修する上で必要となる教育学分野の主要な領域の内容及び方法に関する基本的知識の修得を目的として、「人間形成論」や「道德教育論」「教育学概論(中・高)」などを配置している。

「展開科目」(33科目 59単位)は、体育・スポーツ教育の現場において必要な体育学の諸領域に関する専門的知識及び技能の修得を目的として、「中等教科教育法Ⅰ・Ⅱ(体育)」や「学校保健(小児保健・精神保健・学校安全及び救急処置を含む)」「運動学・運動方法学」などを配置している。

「発展科目」(6科目 11単位)及び「関連科目」(19科目 31単位)は、体育・スポーツ教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識の修得を目的として、「学校・学級経営」や「医学・スポーツ医学」「発育・発達論」などを配置している。

「実習科目」(9科目 12単位)及び「研究科目」(4科目 6単位)は、体験的学習や研究を通して体育・スポーツ教育の現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力の修得を目的として、「健康体験実習」や「中等教育実習(中・高)」「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」などを配置している。

このたびの収容定員変更では、上記カリキュラムの変更は行わない。令和7(2025)年度からは、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の「コーチ1(レスリング)」も取得が可能となる。また、他の免許・資格についてはこれまでと同様に取得することが可能となっている。これらの免許・資格の取得は、群馬県、高崎市、前橋市、伊勢崎市、伊勢崎市教育委員会、群馬県スポーツ協会及び株式会社ザスパから提出された要望書【資料3】【資料5】においても強く求められており、地域におけるニーズにも対応したものである。

以上のようにスポーツ教育専攻では、今回の収容定員変更に伴うカリキュラムの変更は行わず、現行と同様の教育水準を担保していく。今後も本学の人材養成・教育研究上の目的に基づき、適切な教育課程の編成や教員組織の充実に努め、教育のさらなる質的向上を図っていくこととする。

(3)教育学科 英語教育専攻

このたび新設することとなる英語教育専攻は、英語教育に関する専門的な知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成することを目的としている。令和8(2026)年度において英語教育専攻で取得可能な免許及び資格は(表5)のとおりである。

表 5 英語教育専攻において取得可能な免許・資格

免許・資格名	
教員免許状	中学校教諭一種免許状(英語)
	高等学校教諭一種免許状(英語)

また、英語教育専攻では教育課程を「基礎教育科目」と「専門教育科目」の2つに区分し、以下のように編成の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている。

1. 英語教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
2. 英語教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、英語教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
3. 英語教育現場において必要な生徒理解、教育相談、英語教科についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、英語教育現場で教育活動を実践することができるように教育する。
4. 体験的学習や研究を通して英語教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって英語教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
5. 英語教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

これらの教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえ、本学では下記のとおり、基礎教育科目、専門教育科目にそれぞれ6つの科目区分を設けている(表 6)。

表 6 英語教育専攻における科目区分、開講科目数及び単位数

科目区分		単位数
基礎教育科目	思考力の養成	5科目5単位
	表現力の養成	6科目6単位
	人間力の養成	4科目4単位
	社会力の養成	6科目6単位
	人間の理解	4科目8単位
	社会の理解	4科目8単位
専門教育科目	基幹科目	9科目18単位
	展開科目	29科目46単位
	発展科目	6科目11単位
	関連科目	19科目31単位
	実習科目	7科目10単位
	研究科目	4科目6単位

基礎教育科目は、教育学科の共通開講科目となっているため、教育学科内で同様である。

専門教育科目は、「基幹科目」「展開科目」「発展科目」「関連科目」「実習科目」「研究科目」の6つの科目区分から編成されている。

「基幹科目」(9科目18単位)は、英語教育の理念、歴史、思想、制度を体系的に学修する上で必要となる教育学分野の主要な領域の内容及び方法に関する基本的知識の修得を目的として、「人間形成論」や「道德教育論」「教育学概論(中・高)」などを配置している。

「展開科目」(29科目46単位)は、英語教育の現場において必要な英語学の諸領域に関する専門的知識及び技能の修得を目的として、「中等教科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(英語)」や「英語学概論Ⅰ・Ⅱ」「異文化理解」などを配置している。

「発展科目」(6科目11単位)及び「関連科目」(19科目31単位)は、英語教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識の修得を目的として、「学校・学級経営」や「授業実践演習」、「発育・発達論」などを配置している。

「実習科目」(7科目10単位)及び「研究科目」(4科目6単位)は、体験的学習や研究を通して英語教育の現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力の修得を目的として、「初等中等学校体験活動 A・B」「中等教育実習(中・高)」「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」などを配置している。

以上のように英語教育専攻では、新設に伴って新たにカリキュラム策定し、既設組織と

同様の教育水準を担保していく。今後も本学の人材養成・教育研究上の目的に基づき、適切な教育課程の編成や教員組織の充実に努め、教育のさらなる質的向上を図っていくこととする。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の収容定員変更に係る全学ならびにスポーツ教育専攻における教育方法及び履修指導方法の変更内容について、以下の４点のとおり説明する。

(1) 履修制度について

本学は、欧米等の海外における諸大学にも通用しうる成績評価制度として GPA(Grade Point Average)を採用しており、個々の学生が主体的かつ充実した学修成果を上げることを目的として制度の厳格な運用に努めている。また、単位の実質化を図るために各学年にわたり履修単位の上限を定める CAP 制度を設けている。各学期において登録可能な単位の上限を 26 単位、年間 44 単位と定めることで、学修の質の担保と向上を図っている。

こうした GPA 制度ならびに CAP 制度は、本学の履修制度の基盤となっており、収容定員変更後も支障なく持続可能であることから、今回の収容定員変更にあたっても引き続き厳格な運用を行っていく。

(2) キャリア・学修支援体制について

本学では、学生のキャリアに対するきめ細やかな指導を行うための専属組織として「キャリアサポート室」を設置している。ここには職員 2 人が常在しており、就職に関する情報提供や学生からの相談、面接指導などを定期的実施している。キャリアサポート室は、学生へのキャリア指導を積極的に行うと同時に、学生の就職状況を一元化して集約・管理するための本学におけるキャリア支援のハブ組織として機能している。

また、これに併せて教職課程に関係する学修支援を目的とした「教職・実習サポート室」を設置している。教職・実習サポート室では、合計 3 人の職員が教職課程に関する学生からの相談対応や、学校への教育実習及び体験実習の情報提供・集約を行っている。こうしたキャリア・学修支援体制は、収容定員変更後も今までどおり持続的に運用していく予定である。ただし収容定員変更後、学生のニーズの高まりや必要性に応じて各部署における職員の配置数を見直すなど、これまでどおりの学生支援の質を維持できるよう引き続き努めていく。

(3) 教育方法について

教育学部教育学科スポーツ教育専攻の特色は、体育・スポーツの教育現場に求められる幅広い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を習得させ、体育・スポーツの教育現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところに認められる。このような人材を養成するために、スポーツ教育専攻では初年次に教育学の基礎を習得するための科目を配置している。教育に関する広範な基礎力を身につけた上で2年次以降には体育・スポーツに関する専門的な知識を統合的に理解し、応用することのできるよう科目を配置している。

教育学部教育学科英語教育専攻の特色は、英語教育の現場に求められる幅広い教養的知識と教育に関する専門的知識や技能を習得させ、英語教育の現場で求められる教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指しているところに認められる。このような人材を養成するために、英語教育専攻では初年次に教育学の基礎を習得するための科目と初年次から英語に触れる機会を多く作るために英語コミュニケーションに関する科目を配置している。教育に関する広範な基礎力と英語コミュニケーションの基礎力を身につけた上で、2年次以降には英語学に関する科目や英語文学に関する科目から、英語教育の4技能についての専門的な知識を統合的に理解し、教育現場で応用する力を習得できるよう科目を配置している。

教育学部教育学科の入学定員を150人から200人へと変更することに伴い、教員を増員する。

また、収容定員の増加に伴い、各科目における履修者数の増加が予想される。教育学部教育学科では現在でも履修者数が多い科目を対象にして、授業形態に則った教育目的を効果的かつ確実に達成するために複数開講により履修者を分散し、学生の専門的な学びを確保している。そのため収容定員変更後にも特定の科目の履修者が過剰となる場合には、これまでと同様に同一科目の複数開講や前後期両学期での開講を行うことで履修者を分散し、適正な人数規模での授業運営となるよう調整を行っていく。なお、こうした本学の取組は令和6(2024)年度前期「授業改善のための学生アンケート」の結果を踏まえても高い評価を得ていることがわかる。表7には授業の内容や進め方などの教育方法に関する設問に対して科目区分毎に学生からの評価がまとめられているが、そこでは「講義科目」「演習科目」「実技科目」「実習科目」の全てにおいて5段階評価で4以上の評価であり、総じて良好な状態であることを確認することができる。

また、令和 6(2024)年度「学生満足度調査」(回収率 82.8%)をみても、授業や教員に関する項目の結果は表 8 のとおりほとんどの項目において 5 段階評価で 3.5 以上の評価であり、総じて良好な数値となっている。

表 7 令和 6(2024)年度前期「授業改善のための学生アンケート」結果(平均値)

	講義科目	演習科目	実技科目	実習科目
シラバスの明確性	4.5	4.6	4.3	4.6
教師の熱意	4.6	4.6	4.2	4.6
説明の明確性	4.4	4.6	4.1	4.6
フィードバック	4.4	4.6	4.3	4.7
教育方法（資料等）	4.5	4.6	4.5	4.6
課題の量が適切	4.5	4.6	4.0	4.6

表 8 令和 6(2024)年度「学生満足度調査」結果(平均値)

項目	得点
興味を持てる授業が多い	3.6
将来の進路に役立てる授業が多い	4.0
資格取得に役立ちそうな授業が多い	4.0
受講して良かったと思う授業が多い	3.8
学習意欲や興味を引き立てる授業が多い	3.6
学問分野の専門家として優れた教員が多い	4.0
教育や指導に熱意をもっている教員が多い	3.9
人間的に魅力があり、尊敬できる教員が多い	3.8
キャリア対策のための支援や指導を行う教員が多い	3.9
課外活動に対する理解や支援を行う教員が多い	3.8
オフィスアワーの設定は適切である	3.8
クラス（ゼミ）担任の指導に満足している	4.2

以上のことから、収容定員変更後もこれまでどおり学生の個に応じた指導や課題へのフィードバック等を丁寧に行うことが可能である。なお、現時点でも上記の複数開講の科目に対しては、定期試験において担当教員のみではなく教務委員会委員が補助試験官として立ち合い、厳正に定期試験が実施できるように支援する体制も整えている。

次にゼミ指導について、収容定員変更後の取組を述べる。本学はこれまで各学年において約 6 人の学生ごとにゼミ担任 1 人を置き、個々の学生に対する入学から卒業までの履修指導や就学、学生生活の支援を含めた少人数教育の体制を確保してきた。特に令和 4(2022)年度以降の教育課程においては、表 9 のとおり全学年にゼミ担任を配置することで 4 年間を通した切れ目ない学生支援の体制を整えている。

具体的には、1 年次に「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」を設けることで、大学での学修を順調に進めるための基本的なアカデミックスキルに関する指導と全般的なキャリア支援を行っている。また 2 年次の「総合ゼミⅠ・Ⅱ」は、具体的なキャリアの方向性と卒業研究へ向けたスキルアップを目的として設定している。その後に 3 年次の「教育学研究法Ⅰ・Ⅱ」、4 年次の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」では、1・2 年次の学習を基盤として教育学研究に関する研究意識と基礎的な調査技法などの研究能力を 2 年間かけて習得するとともに、各自の研究課題に即した研究計画を設定し、資料収集や分析、報告、意見交換などを繰り返しながら卒業論文を執筆する。これらの科目を通してゼミ担任が学生生活や受講状況、進路状況などの把握をきめ細かく行うことが可能となっている。

また、学生の授業への出欠状況は学務システム(Active Academy)により管理されているため、出席状況が芳しくない学生に対してはゼミ担任が早急に対応できるようになっており、必要に応じて二者面談、三者面談、保護者への電話連絡等を行っている。これらのゼミによる学生の個別指導体制の効果については、上掲表 8 の「学生満足度調査」において、クラス(ゼミ)での指導が 4.2 点となっていることにも裏付けられている。

以上の理由から、収容定員変更後にも現状の適切な教育方法を維持していくことで、現状と同等の教育水準を十分に担保できる。

表 9 担任業務を兼ねる科目の詳細

学年	開講時期	科目名	科目区分	必修・選択
1年次	前期	基礎ゼミⅠ	基礎教育科目	必修
	後期	基礎ゼミⅡ	基礎教育科目	必修
2年次	前期	総合ゼミⅠ	基礎教育科目	必修
	後期	総合ゼミⅡ	基礎教育科目	必修
3年次	前期	教育学研究法Ⅰ	研究科目	必修
	後期	教育学研究法Ⅱ	研究科目	必修
4年次	前期	卒業研究Ⅰ	研究科目	必修
	後期	卒業研究Ⅱ	研究科目	必修

(4) 履修指導方法について

本学では学生の関心や取得希望免許・資格に合わせた履修指導及び進路指導を行うために、年度の初めに全学生に対してオリエンテーションとして履修ガイダンスならびにゼミ担任による個別の修得単位と履修登録の確認を実施している。また、令和 5(2023)年度以降は全学生に対して後期授業開始時に履修指導を行っている。

また、令和 4(2022)年度以降の教育課程では、全学年においてゼミ担任を配置することで 4 年間を通した切れ目ない履修指導と学生の支援の体制を整えている。また、全教員が「オフィスアワー」を週 2 回(各 90 分)設けることで、学生が教員に対して直接に学業や学生生活に関する質問や相談を行うことが可能な機会を設けている。オフィスアワーの時間については、掲示板及びメールで学生への周知を図っている。また、非常勤講師については、休み時間等の時間を利用して、専任教員と同様に学生からの相談に応じる体制を設けている。

今回の収容定員変更に伴い、各学年のゼミにおける学生数の増加が予想される。本学では、専攻別にゼミを分けるのではなく、教育学部教育学科の教員が専攻を問わず全学年を担当している。現在、1 年生の「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」での 1 ゼミあたりの学生数は 7～8 人、2 年生の「総合ゼミⅠ・Ⅱ」では 5～6 人、3・4 年生の「教育学研究法Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」では 5 人となっている(表 10)。収容定員変更後も、ゼミの規模は維持されるよう基幹教員を増員する。

各学年でゼミを担当している教育学部教育学科の教員を現行の 22 人から、令和 7(2025)年度には計 23 人、令和 8(2026)年度には計 25 人、令和 9(2027)年度には計 27 人、令和 10(2028)年度には計 28 人に変更する。教員の増員が完了する令和 10(2028)年度以降は、1 年生の「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」での 1 ゼミあたりの学生数は 6～7 人、2 年生の「総合ゼミⅠ・

Ⅱ」では6～7人、3・4年生の「教育学研究法Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」では5～7人となっている(表10)。このようにして収容定員変更後も現在と同様のきめ細やかな学生支援及び履修指導の体制を維持していく。

表10 令和6(2024)年度以降の学生指導体制

科目	学年 配当	R6(2024)			R7(2025)			R8(2026)			R9(2027)			R10(2028)			R11(2029)		
		学生 数	教員 数	1ゼミ 学生 数	学生 数	教員 数	1ゼミ 学生 数	学生 数	教員 数	1ゼミ 学生 数	学生 数	教員 数	1ゼミ 学生 数	学生 数	教員 数	1ゼミ 学生 数	学生 数	教員 数	1ゼミ 学生 数
基礎ゼミⅠ	1年	173	22	7.9	150	23	6.5	200	25	8.0	200	27	7.4	200	28	7.1	200	28	7.1
基礎ゼミⅡ																			
総合ゼミⅠ	2年	126	22	5.7	173	23	7.5	150	25	6.0	200	27	7.4	200	28	7.1	200	28	7.1
総合ゼミⅡ																			
教育学研究法Ⅰ	3年	109	22	5.0	126	23	5.5	173	25	6.9	150	27	5.6	200	28	7.1	200	28	7.1
教育学研究法Ⅱ																			
卒業研究Ⅰ	4年	109	22	5.0	109	23	4.7	126	25	5.0	173	27	6.4	150	28	5.4	200	28	7.1
卒業研究Ⅱ																			

※令和6(2024)年度1年生学生数は令和6(2024)年5月1日現在

(ウ) 教員組織の変更内容

令和6(2024)年5月1日現在、本学の教員組織は専任教員22人(教授10人、准教授6人、講師6人)を配置している。令和6年度から認可された収容定員の変更に伴い、スポーツ教育専攻の専任教員数を令和7(2025)年に1人追加する。また、今回の収容定員の変更に伴い、スポーツ教育専攻の基幹教員を令和9(2027)年度に1人、令和10(2028)年度に1人、英語教育専攻の基幹教員を令和8(2026)年に2人、令和9(2027)年に1人増員していく(表11)。教員の新規採用にあたっては、基幹教員の専門領域、年齢、保有学位、教歴のバランスを考慮し、十分な教育効果を上げることができるようにする。また、今回計画している収容定員数と教員数のS/T比率は28.5であり、定員変更前の令和6(2024)年5月1日現在の数値(23.5)と同等の水準を保っている。

したがって、今回の収容定員の増員に伴う教員組織の変更によって、本学の特色の一つである少人数指導の体制は保持され、従来と同様の教育研究体制を維持することができる。

表 11 本学における基幹教員数

学部	学科	専攻	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
			教員数	教員数	教員数	教員数	教員数	教員数
教育	教育	児童教育	10	10	10	10	10	10
		スポーツ教育	12	13(+1)	13	14(+1)	15(+1)	15
		英語教育			2(+2)	3(+1)	3	3
合計			22	23(+1)	25(+2)	27(+2)	28(+1)	28

(エ) 大学全体の施設・整備の変更内容

今回の収容定員変更に際して、大学全体の施設・設備の変更は行わない。群馬県高崎市に所在する本学のキャンパスは、校地面積 50,453 m²(大学設置基準第 37 条による必要校地面積は 8,000.00 m²)、校舎面積 11,212.7 m²(大学設置基準第 37 条の 2 による必要校舎面積は 4,958.0 m²)の規模を持ち、両者ともに教育運営上、余裕を持った整備を行っている。

校舎等施設については教室、研究室、図書館、医務室、事務室等、大学設置基準第 36 条に規定する教育研究に必要な施設を備えている。また、令和 8(2026)年度から完成年度である令和 11(2029)年度までに、スポーツ教育専攻と英語教育専攻、合わせて 5 人の教員を増員する予定であるが、現時点でその 5 人分の研究室は既に確保されている。さらに、教室稼働率は令和 6(2024)年度の実績で、育英大学と育英短期大学の共同使用において、前期・後期ともに平均 44.0%となっている。このため、収容定員が増加した後も、現在と同等の学修環境を確保することが可能である。

運動場用地は 15,171.2 m²を有しているほか、2 つの体育館(計 2826.0 m²)やトレーニングルーム等が設けられていることから、大学設置基準第 35 条に定める運動場等も整備されている。また、同基準に定める講堂については有していないものの、体育館がその代替として同等の機能を果たしており、各種式典やオリエンテーションなどの開催に利用している。

図書館面積は、576.5 m²の広さを有し、ラウンジ、ホール、ロッカー室、書庫、事務室等が設置されている。さらに、図書や AV 資料、学術雑誌、電子ジャーナル等、教育研究に必要な資料を備えている。また、同一キャンパス内にある育英短期大学では、平成 14(2002)年に英語科を改組し、現代コミュニケーション学科を設置した。その中で、国際理解・ツーリズムコースがその後継として位置づけられている。このような流れを受け、四年制大学の

設置を視野に入れた英語系書籍の整備が進められ、現在、和書・洋書合わせて約 5,000 冊の蔵書を保有している。英語教育専攻を設置した場合も、これまでと同様の水準で書籍の整備を進めていく予定である。また、令和 4(2022)年 10 月には教員からの要望を踏まえ、それまでの「ProQuest」から「JSTOR」へ契約を変更し、これにより教育・研究に必要な学術論文や資料へのアクセスが一層充実し、教員や学生がより効率的に学びと研究を進める環境が整備された。さらに、図書館内には 110 席の学習スペースを用意しており、現在、授業期間の 1 日あたりの平均入館者数は 60 人ほどであることから、収容定員変更後も学習スペースが不足することはなく、現在と同等の環境を提供することが可能である。

同一施設内に設けている「アクティブラーニングスペース」は常時開放しており、課外学習のためのラーニングスペースとして多くの学生に活用されている。また、自習以外にも、教員採用試験対策講座、公務員試験対策講座など、学生の様々なニーズに応じた講座が開催されている。さらに、読書会や英会話教室のための活用や、図書館運営委員会によるビブリオバトルの開催など多彩な活用がなされており、今後もこれらの学修支援機能の更なる充実を図っていく。この他にもキャンパス中央に位置する「ラウンジ」も同様に、学生の交流場所として活用されており、本学は大学設置基準第 34 条に規定する教員と学生、学生同士の交流や休息の場を有している。

以上のように、本学は校地・校舎及びその他の施設・設備において、学生間や学生と教職員等との間の交流が十分に行える環境を整備している。また、教育研究に必要な学術情報や資料を提供するための体制を有し、大学設置基準を満たすだけでなく、教育、学修支援機能の充実に努め、多様な学生のニーズに対応できる環境を整えている。これにより、学生一人ひとりの成長を支えとともに、質の高い教育研究活動を実現する体制が確立されている。なお、令和 8(2026)年度に同キャンパス内の育英短期大学保育学科の入学定員を 170 人から 130 人(40 人減少)へ変更する予定である。このことを踏まえるならば、今回の学則変更に伴う施設・設備の変更を行わなくとも、定員変更前と同等の教育内容や環境は十分に確保することが可能である。

学則の変更の趣旨等を記載した書類（資料）

目 次

【資料 1】 「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」	2
【資料 2】 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)」	4
【資料 3】 群馬県、高崎市、前橋市、伊勢崎市及び伊勢崎市教育委員会から本学に提出された意見書	6
【資料 4】 「学校部活動及び新たな地域スポーツクラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」	11
【資料 5】 群馬県スポーツ協会及び株式会社ザスパから寄せられた意見書	12
【資料 6】 「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」	14
【資料 7】 群馬県学校人事課「令和 6 年度採用 群馬県公立学校教員選考試験合格者状況」	16
【資料 8】 文部科学省「令和 6 年度公立学校教員採用選考試験の実施状況（令和 6 年 12 月 26 日公表）	17
【資料 9】 教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1）	19
【資料 10】 令和 7(2025)年度教育課程表(抜粋)	26

【資料1】 「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」

- その推進方策を講ずるに当たっては、従来、学級担任制が基本とされてきた小学校の良さを活かしつつ、高学年段階における教科担任制を推進することで、中学校への円滑な接続を図る必要がある。
- その際、教科指導の専門性を持った教師による、深い教材研究に根ざしたきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図るとともに、教師の持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等による教師の負担軽減を図る観点にも留意しつつ検討することが求められる。
- また、中央教育審議会答申でも「地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮」するよう示されており、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような措置とする必要がある⁴。
- これらのことを踏まえれば、全ての子供たちが質の高い授業を受けることができるよう、国としての新たな定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）⁵を図ることを中心に考えるべきである。

(2) 優先的に専科指導の対象とすべき教科について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当と考えられる。

- 上述のとおり、各地域・学校の実情に応じた取組を可能とすることに留意しつつ、教科指導の専門性を持った教師による、深い教材研究に根ざしたきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、優先的に専科指導の対象とすべき教科（以下「対象教科」という。）について検討する必要がある。
- 中央教育審議会答申では、既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや地域の実情に応じて多様な実践が行われている

⁴ 中央教育審議会の審議過程における関係団体ヒアリングにおいて、地域や学校の実情に応じた柔軟な制度設計を求める声が多数寄せられた（第2回会議資料2参照）ほか、「令和2年度 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究」報告書（令和3年3月 PwC コンサルティング合同会社。以下「調査研究報告書」）でも「小学校における教科担任制導入に係る今後の政策を検討する上では、（中略）地域の実情に応じて多様な実践が行われている実態も踏まえて検討していく必要がある」旨指摘されている。

⁵ 調査研究報告書では、指導形態による教科担任制の分類として、中学校同様に全ての教科で専科指導を行う「完全教科担任制」、特定の教科について専科指導を行う「特定教科における教科担任制」、「学級担任間の授業交換」、「学級担任との Team Teaching」の4分類が示されている。

○ これらの教科のほか、体育について、以下のような教科指導の専門性、系統的な指導の必要性や、子供の体力向上に資すること、定年延長を巡る動向⁶の中での教師の年齢構成、再任用を含む人材確保の観点等を踏まえ、対象教科とすることが適当と考えられる。

体 育：運動が苦手な児童をはじめ全ての児童に、できる喜びを味わわせていくことが求められるとともに、学年が上がるにつれて技能差や体力差が広がりやすく、個々の能力に適した指導・支援を安全・安心を確保しながら行う必要がある。生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む上で、高学年児童の発達の段階、能力や適性、興味や関心に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決する学習を展開し、中学校の内容も見据えた系統的な指導⁷を行うことができる専門性が必要とされている。

（３）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、（２）の対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。

⁶ 国家公務員の定年引上げに伴い地方公務員の定年も 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様の措置（役職定年制、定年前再任用短時間勤務制の導入等）を講ずるための「地方公務員法の一部を改正する法律案」が成立（令和 3 年 6 月）。

⁷ 新学習指導要領（平成 29 年告示）の方向性を示した中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の「体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」（平成 28 年 8 月）では、「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの 12 年間を見通して、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期といった発達の段階のまとまりを踏まえ、目標や内容を示すことが重要である」とし、その具体について、以下のような旧学習指導要領（平成 20 年告示）来の整理について記載されている。

- ・体育については、小学校、中学校、高等学校の 12 年間の系統性を 4 年ごとに整理し、児童生徒の発達の段階に応じた指導の充実を図ってきた。
- ・小学校第 1 学年から第 4 学年までを「各種の運動の基礎を培う時期」とし、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てること等を目指した。
- ・小学校第 5 学年から中学校第 2 学年までを「多くの領域の学習を経験する時期」とし、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てること等を目指した。
- ・中学校第 3 学年から高等学校卒業までを「卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期」とし、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てること等を目指した。

【資料2】 『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)」

の向上を図るとともに、第1章3. で述べた状況にある教師を取り巻く環境を抜本的に改善するために、持続可能な教職員指導体制を構築する必要がある。その際、検討の観点として、主に、①教師の持ち授業時数の在り方について、②時間外在校等時間が長く、休職率の高い若手教師への支援の在り方について、という観点がある。

(教師の持ち授業時数の在り方)

- 教師にとって、週時程の中で授業を担当しない時間が少ない場合に、教材研究を含む授業準備や成績処理等の業務を主に放課後等に行わざるを得なくなり、結果として、教師の時間外在校等時間が長くなる要因となるため、持ち授業時数が多い場合にはその軽減が必要である。
- 令和4年度学校教員統計によれば、教師の週当たりの平均持ち授業時数は、小学校で24.1単位時間、中学校で17.9単位時間、高等学校で15.4単位時間となっており、小学校は、教師が授業にかける時間の割合が中学校及び高等学校よりも多く、持ち授業時数の軽減と業務の精選・適正化を併せて図る必要がある。
- このため、小学校においては、近年、専門性の高い教科指導を行い子供たちへの教育の質の向上を図るとともに、教師の持ち授業時数の軽減にも資する、小学校高学年における教科担任制のための加配定数を段階的に改善⁶⁷し、持ち授業時数の軽減を図ってきているところである。その結果、小学校における専科指導の実施状況⁶⁸はここ数年拡大しており、その効果は、小学校の教師の持ち授業時数の減少⁶⁹などにも表れている。
- 小学校における学びに関して、中学年は、生活科の学習が終わり、低学年には設けられていない社会科、理科、外国語活動や総合的な学習の時間が始まるなど、より各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期である。指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、高学年やその先の中学校との円滑な接続の観点からも、専門性のある教師が専科指導を行うことを通して、子供たちへ

⁶⁷ 令和6(2024)年度予算では、当初の予定から1年前倒しして加配措置が実施され、令和4(2022)年度からの合計で3,800人の改善が図られた。

⁶⁸ 公立小学校における教科担任制の実施状況等については、第6学年では、平成30(2018)年度の教育課程の編成・実施状況調査によれば、算数：7.2%、理科：47.8%、体育：10.5%、外国語：19.3%であったが、令和4(2022)年度と同調査によれば、算数：15.9%、理科：65.4%、体育：21.7%、外国語48.9%と増加している。

⁶⁹ 公立小学校の教諭(授業担任あり)の週当たり平均持ち授業時数については、令和元年度学校教員統計によれば24.6単位時間であったが、令和4年度学校教員統計によれば24.1単位時間と減少している。

の教育の質の向上を図っていく必要がある。

また、その教科の指導が得意な教師による専科指導は、子供たちにとって、それぞれの関心や個性に応じた得意分野を伸ばしていくことにも資するものであり、その充実が必要である。

- 加えて、国の定める年間の標準授業時数は、小学校低学年では第1学年が850単位時間、第2学年が910単位時間に対して、中学年では第3学年が980単位時間、第4学年で1,015単位時間となっており、中学年は、小学校高学年や中学校の1,015単位時間とほぼ変わらないことから、小学校中学年の学級担任の教師の持ち授業時数の軽減が必要である。

- このため、今後は、小学校中学年についても、子供たちへの学びの質の向上の観点と教師の持ち授業時数の軽減の観点から、教科担任制を推進し、専科指導のための教職員定数の改善を図る必要がある。

- なお、国が持ち授業時数の上限を設定して制限すべきとの指摘もあるが、令和4年度勤務実態調査によれば、教師が受け持つ児童生徒数が少ない場合は持ち授業時数は多いものの在校等時間は短く、教師が受け持つ児童生徒数が多い場合は持ち授業時数は少なくとも逆に在校等時間が長い傾向にある。このように、持ち授業時数のみで教師の勤務負担を測ることは十分ではないといった課題があり、校長等の管理職によるマネジメントの裁量を縛ることになる可能性も危惧される。
このため、国が一律に教師の持ち授業時数に上限を設けるのではなく、教育委員会や学校の実態に応じて、教科担任制のための定数の活用により、持ち授業時数の多い教師についてその時数を軽減する取組と併せて、校務分掌を軽減するなど、柔軟に対応していくことが望ましいと考えられる。

- その際、いわゆる「乗ずる数」を引き上げることによって、持ち授業時数を減少させるべきとの指摘もあるが、「乗ずる数」の引き上げは、国が教員定数の活用目的を限定しない基礎定数の増加となるため、必ずしも増加した教員定数が持ち授業時数の減少のために用いられない可能性がある。このため、現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえると、まずは持ち授業時数の軽減という政策目的を確実に達成する方法として、目的を限定した加配定数による持ち授業時数の更なる軽減を図り、実効性を確保した上で、「乗ずる数」の改善については、他の定数改善施策との関係にも留意しつつ、検討を深めることが望ましいと考えられる。

（若手教師への支援の在り方）

- 近年、大量退職・大量採用に伴って、若手教師が増加している。教師は、経験

【資料3】群馬県、高崎市、前橋市、伊勢崎市及び伊勢崎市教育委員会から本学に提出された意見書

群馬県

戦企第306-5号

令和6年11月20日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県知事 山本 一太



教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加に関する
意見書

貴学におかれましては、地域の知の拠点及び地域の教育を担う中核として活力ある地域社会の創造に寄与されるとともに、豊かな人間性と高度な専門知識を兼ね備えた優れた人材を育成し、保育、教育等幅広い分野に輩出されていることに対し、心より敬意と感謝を表します。

さて、本県では「新・群馬県総合計画（ビジョン）」（2021年～2040年）において、2040年に目指す姿として「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」を描いています。そして、その実現に向けた重点政策の1つに「教育イノベーション」を掲げ、これからの社会に求められる「始動人」（自分の頭で未来を考え、動き出し、生き抜く力を持った人物を指します。）の育成に取り組んでいます。そして、「始動人」を育むためには、一人ひとりに寄り添い、その多様な個性に合った最適な環境を、多様な学びの方法で提供する教育が必要であると考えています。

こうした中で、教職員の業務負担軽減と質の高い教育の達成が喫緊の課題となっています。この状況は、中央教育審議会の答申『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について』（2024年8月27日）にも示され、支援スタッフのさらなる配置とその充実が求められています。貴学におかれましては、県内小中学校に支援スタッフを派遣いただいておりますが、今回の英語教育専攻の新設及びスポーツ教育専攻の定員増加により、これまで以上に質と量の両面で充実した支援スタッフの派遣が実現するものと考えております。

また、外国語及び体育の専科指導が可能な小学校教諭一種免許状取得者の育成につきましても、貴学における取組により、教科担任制の充実が図られ、特に小学校高学年における外国語や体育の指導において、専門性の高い授業が展開されることを期待します。

ついては、貴学教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加を早期に実現し、これまで以上に本県における教育現場及び地域社会に貢献いただくことを期待しています。

高崎市

育英大学

学長 石井 學 様

教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学 定員増加に関する意見書

高崎市は、高崎市第6次総合計画において「学校教育の充実」の実現を掲げ、市内全小学校が教育課程特例校の指定を受け、外国語活動及び英語科を実施しているほか、ALTを全校に配置し、小学校の早い段階から英語に親しむとともに、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいる。

また、同総合計画においては「文化活動とスポーツ環境の整備による都市づくり」の実現のため、高崎アリーナに代表されるスポーツ施設の整備と併せ、競技力の向上を図るための指導者の育成や確保、スポーツチームの活動支援など、スポーツを通じた市民の健康増進と本市のブランド力向上、地域活性化を推進している。

一方、本市のこれからを担う子ども達に、英語を学ぶことの重要性やスポーツの楽しさを伝えていくためには、優れた教員を養成・確保することが大変重要であるが、定年退職者の増加や教員の働き方改革など、様々な要因による教員の不足が全国的な問題となっており、本市としても危惧しているところである。このような中において、教員の養成課程を有し、年々教員免許の取得者数を伸ばしている貴学が本市に所在する意義は大きく、大変心強いものである。

この度、パリ五輪の2人の金メダリストを擁し、全国的にも注目されている貴学が、「教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加」を計画していることに接し、これまで以上に優秀な学生が各地から集まり、優れた人材の育成が図られることで、本市における学校教育やスポーツ環境の更なる充実に寄与するものと大変期待している。

以上のとおり、貴学の「教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加」は、本市にとっても有益であるとともに、時代の要請に応える取り組みであることから、適切なものと考えている。

令和6年11月28日

高崎市長 富岡 賢治



前 政

令和7年2月10日

育英大学

学長 石 井 學 様

前橋市長 小 川



教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加に関する意見書

貴学におかれましては、地域の知の拠点及び地域の教育を担う中核として、活力ある地域社会の創造に寄与されるとともに、豊かな人間性と高度な専門知識を兼ね備えた優れた人材を育成し、保育、教育等幅広い分野に人材を輩出されていることに対し、心より敬意と感謝を表します。

さて、本市では「新しい価値の創造都市・前橋」を将来都市像に掲げ、その実現のための重点施策の一つとして、個性を伸ばし、主体性を育む教育・人づくりに取り組んでおります。

貴学には、本市立学校の授業や部活動に対し人的支援をいただくとともに、本年1月には、「教育のさらなる充実と発展に寄与する人材の育成」を目的とした協定を締結したことで、連携体制が強化できたものと認識しています。

人口減少の進展や、経済環境の急激な変化が顕著である昨今では、地域課題を認識し、主体的に学ぶ力を身に付けた、次世代を担う人材育成が必要で、そのための社会ニーズに合った教育環境の充実が重要です。

特に、本市では「年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらず誰もが生涯にわたって活躍できる地域づくり」を進める中で、グローバル人材や、スポーツに関する専門的知識を有する人材の育成が必要と考えています。

このため、貴学の教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加を早期に実現し、本市の教育環境の更なる充実に繋がることを期待しております。



伊企第179号
令和6年12月11日

育英大学 学長 石井 學 様

伊勢崎市 市長 臂 泰 雄



教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加に関する
意見書

貴学におかれましては、地域の知の拠点及び地域の教育を担う中核として活力ある地域社会の創造に寄与されるとともに、豊かな人間性と高度な専門知識を兼ね備えた優れた人材を育成し、保育、教育等幅広い分野に輩出されていることに對し、心より敬意と感謝を表します。

さて、本市では、来年4月にスタートする「第3次伊勢崎市総合計画」(2025年～2034年)において、長期的な視点で目指す本市の将来ビジョンを、「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」と定めております。この将来ビジョンには、本市に暮らす誰もが、自己の可能性を生かし、共に歩み手を取り合い、幸せの笑顔を咲かせ、更に活力あるウェルビーイングな未来を創り上げ、分け隔てなくお互いを尊重し支え合えるインクルーシブ社会の実現に向けて取り組むという想いを込めています。

そして、この将来ビジョンの実現に向けて10年後に目指す子育て・教育政策のゴールとして「未来の担い手が育ち、全ての人が成長し続けられるまち」を掲げ、このゴールの実現に向けて、より良い未来を創り出す次代を担う人材を育むため、知識の習得、人を思いやる健全な心の成長、たくましく生きる体をつくる学びを実践していくこととしております。この方針の実現のために、本市では、様々な施策事業に取り組んでまいりますが、特に、教育に携わる人材の確保が欠かせません。

こうした中で、教職員の業務負担軽減と質の高い教育の達成が喫緊の課題となつています。この状況は、中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」(2024年8月27日)にも示され、支援スタッフのさらなる配置とその充実が求められています。貴学におかれましては、県内の小中学校に大学の専門的な知識を有する教職員を派遣していただくことで、児童・生徒が最先端の技能や知識に触れられる貴重な機会となっており、キャリア教育の充実につながっております。今回の英語教育専攻の新設及びスポーツ教育専攻の定員増加により、これまで以上に質と量の両面で充実した貴学の教職員の派遣が一層実現するものと考えております。

また、外国語及び体育の専科指導が可能な小学校教諭一種免許状取得者の育成につきましても、貴学における取組により、教科担任制の充実が図られ、特に小学校高学年における外国語や体育の指導において、専門性の高い授業が展開されることを期待します。

ついては、貴学教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加を早期に実現し、これまで以上に本県における教育現場及び地域社会に貢献いただくことを期待しています。

伊勢崎市教育委員会

伊教学第 6 2 0 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

育 英 大 学
学長 石井 學 様

伊勢崎市教育委員会
教育長 三好 賢治



教育学部教育学科における英語教育専攻新設及びスポーツ教育専攻入学定員増加に関する
意見書

平素より、本市教育行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、貴学におかれましては、これまで地域の教育を力強く牽引し、多方面に優れた人材を輩出されていることに深く敬意を表します。

さて、本市教育委員会では、令和 7 年度から「第 3 期伊勢崎市教育振興基本計画」において、個人と地域社会のウェルビーイングの向上につながる教育を目指しております。とりわけ、本市では平成 24 年度より教育課程特例校の認可を受け、小学校第 1 学年から教科「英語科」を設定し、小中 9 年間の一貫した英語教育により、グローバル社会に対応し国際社会で生きる力を育てております。また、共生社会の担い手となる子供たちを育てるために、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校において、地域の教育資源の活用を図り、子供が地域と繋がりながら学ぶことを通して、より質の高い教育を推進したいと考えております。

一方で、不登校児童生徒や特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、教員の多忙化など、教育の課題が山積されています。これら喫緊の課題に対応するためには、専門性を有する質の高い教員の確保が必要であると考えております。

そして、令和 3 年 7 月公表の「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」においては、外国語や体育などが優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当とされました。さらに、令和 6 年 8 月公表の「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」においても、小学校高学年に加え中学年への教科担任制の推進や専科指導のための教職員定数の改善が示唆されました。これらのことから、質の高い英語・体育教員の育成は不可欠なものです。そこで、貴学による英語教育専攻の新設やスポーツ教育専攻の定員増加は、まさに時宜を得た取り組みと考えております。

以上を踏まえ、貴学が計画される英語教育専攻の新設とスポーツ教育専攻の入学定員増加を強く支持いたします。これにより、小学校における教科担任制の充実や、教員の持ち授業時数の軽減など、教育現場が抱える課題の改善にも大きく貢献できると期待しております。今後も本市と貴学の連携がますます深まり、本県教育水準向上と地域社会の発展に寄与されますことを祈念し、ここに意見を申し述べます。

【資料4】 「学校部活動及び新たな地域スポーツクラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日ににおける地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

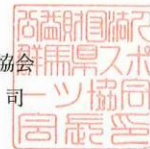
【資料5】 群馬県スポーツ協会及び株式会社ザスパから寄せられた意見書

公益財団法人 群馬県スポーツ協会

第 3 4 5 号
令和 7 年 1 月 9 日

育 英 大 学
学 長 石 井 學 様

公益財団法人群馬県スポーツ協会
会 長 遠 藤 祐 司



育英大学収容定員の増員及び学則変更の認可申請等について（要望）

平素より、本県のスポーツ教育の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、貴大学において検討されている教育学部教育学科スポーツ教育専攻の収容定員の増員計画は、貴大学が培われた教育実践と実績のもと、さらに社会に貢献できる人材の育成を目指すものであり、本県スポーツ協会としても、地域スポーツ指導者としてふさわしい資質・能力を有する人材確保につながる非常に有意義なものであると考えております。特に、県内で人材が不足している日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の「アシスタントマネージャー」や「コーチ 1」の有資格者の養成は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、「指導者資格等による質の高い指導者の確保」が重要課題として示されたことや、令和 11 年に本県において第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会の開催を控えていることを踏まえても、是非とも実現していただきますことを強く要望いたします。

つきましては、収容定員に係る学則変更の認可申請等の手続きを速やかに進めていただき、有為な人材のさらなる育成等、本県の地域スポーツの充実・発展にご協力賜りますようお願いいたします。

株式会社 ザスパ

令和 7 年 1 月 31 日

育英大学
学長 石井 學 様

株式会社 ザスパ
代表取締役社長 赤堀 洋



育英大学収容定員の増員及び学則変更の認可申請等について（要望）

平素より、当社の事業推進に際し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、貴大学との連携協定に基づき、当社による地域貢献活動ならびに貴大学の教育・研究の一層の充実と発展を目指し、相互に連携協力を進めているところでございます。

今般、貴大学において検討されております教育学部教育学科（スポーツ教育専攻）の収容定員の増員計画につきましては、貴大学がこれまで培ってこられた教育実践と実績を基盤とし、さらなる社会貢献を果たす人材を育成するものであると拝察いたします。また、当社においても、アカデミーチームのスタッフとしてふさわしい資質・能力を備えた人材を確保する観点から、誠に有意義な取り組みであると考えております。

特に、中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健体育）並びに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格「コーチ 1」・「アシスタントマネジャー」、日本サッカー協会の C ライセンスなど、複数の免許・資格を有し、体育・サッカー指導及びマネジメントに関する理論知と実践力を兼ね備えた人材の養成を強く要望いたします。

つきましては、収容定員に係る学則変更の認可申請等の手続きを速やかに進めていただき、有為な人材のさらなる育成を通じ、スポーツを通じた本県の地域活性化にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【資料6】 「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」

- その推進方策を講ずるに当たっては、従来、学級担任制が基本とされてきた小学校の良さを活かしつつ、高学年段階における教科担任制を推進することで、中学校への円滑な接続を図る必要がある。
- その際、教科指導の専門性を持った教師による、深い教材研究に根ざしたきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図るとともに、教師の持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等による教師の負担軽減を図る観点にも留意しつつ検討することが求められる。
- また、中央教育審議会答申でも「地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮」するよう示されており、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような措置とする必要がある⁴。
- これらのことを踏まえれば、全ての子供たちが質の高い授業を受けることができるよう、国としての新たな定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）⁵を図ることを中心に考えるべきである。

(2) 優先的に専科指導の対象とすべき教科について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当と考えられる。

- 上述のとおり、各地域・学校の実情に応じた取組を可能とすることに留意しつつ、教科指導の専門性を持った教師による、深い教材研究に根ざしたきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、優先的に専科指導の対象とすべき教科（以下「対象教科」という。）について検討する必要がある。
- 中央教育審議会答申では、既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや地域の実情に応じて多様な実践が行われている

⁴ 中央教育審議会の審議過程における関係団体ヒアリングにおいて、地域や学校の実情に応じた柔軟な制度設計を求める声が多数寄せられた（第2回会議資料2参照）ほか、「令和2年度 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究」報告書（令和3年3月 PwC コンサルティング合同会社。以下「調査研究報告書」）でも「小学校における教科担任制導入に係る今後の政策を検討する上では、（中略）地域の実情に応じて多様な実践が行われている実態も踏まえて検討していく必要がある」旨指摘されている。

⁵ 調査研究報告書では、指導形態による教科担任制の分類として、中学校同様に全ての教科で専科指導を行う「完全教科担任制」、特定の教科について専科指導を行う「特定教科における教科担任制」、「学級担任間の授業交換」、「学級担任との Team Teaching」の4分類が示されている。

ことに引き続き配慮するとした上で、グローバル化の進展や STEAM 教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえ、外国語・理科・算数を例示している。

【中央教育審議会での整理】

(基本的な考え方)

- 社会のグローバル化の進展とともに、Society 5.0 時代における STEAM 教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりも踏まえ、専科指導の充実を図る必要がある。
- 既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点について引き続き配慮することに加えて、新たに専科指導の対象とすべき教科を検討する。
- 小・中学校の円滑な接続に資するため、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から優先的に専科指導の対象とすべき教科を検討する。
- 教科指導の専門性の向上の観点からは、中学校と同様の指導体制を構築することも考えられるが、人材確保の観点や、組織的・教科等横断的な教育課程の編成・実施を可能とする観点を考慮すれば、優先的に専科指導の対象とすべき教科の取組状況や専科指導における専門性の担保の在り方等を踏まえ引き続き検討する。

(対象教科)

- 以上の「基本的な考え方」を踏まえれば、例えば以下の教科を専科指導の対象に加えることが考えられるのではないか。

外国語：新たに小学校において導入された教科であり、指導体制の早急な充実が求められるとともに、中学校への学びの連続性を持たせながら、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を培う系統的な指導を行う専門性が必要とされている。

理 科：観察、実験などを中心とした問題解決の過程を通じて、児童自らが問題を科学的に解決したり、新たな問題を発見したりする活動を充実するとともに、ICT の活用やプログラミング的思考など新しい知見も活用しながら、理科の面白さや有用性を認識できるような指導、中学校での科学的リテラシーの育成を見据えた系統的な指導を行うことのできる専門性が必要とされている。

算 数：統計教育の充実など社会や日常生活の事象に結び付ける活動の充実や、プログラミング的思考の重視など筋道を立てて考える力の育成の重要性、学年が上がるにつれて内容が抽象的になり躓きが生じやすい状況を踏まえ、数学的活動を充実させ数学のよさに気付かせるような指導、児童一人一人に応じた指導、中学校の内容も視野に入れ児童に算数・数学に興味を持たせながら系統的な指導を行うことのできる専門性が必要とされている。

【資料7】 群馬県学校人事課「令和6年度採用 群馬県公立学校教員選考試験合格者状況」

(2) 中学校・高等学校教員 教科別受験状況

校種	教科	第1次試験		第2次試験		倍率 A/B
		受験者 A 人	合格者 人	受験者 人	合格者 B 人	
<u>中学校 教員</u>	国語	64	45	45	30	2.1
	社会	105	37	37	24	4.4
	数学	69	41	40	25	2.8
	理科	62	41	40	27	2.3
	音楽	24	15	15	12	2.0
	美術	17	12	12	8	2.1
	保健体育	174	46	46	25	7.0
	技術	13	9	9	6	2.2
	家庭	12	9	9	6	2.0
	<u>英語</u>	66	48	47	<u>32</u>	2.1
中学校教員 計		606	303	300	195	3.1
<u>高等学校 教員</u>	国語	38	21	19	10	3.8
	地理歴史	57	22	22	8	7.1
	公民	22	6	6	2	11.0
	数学	50	22	22	10	5.0
	理科	48	20	20	7	6.9
	芸術	15	9	9	3	5.0
	保健体育	77	17	17	7	11.0
	福祉	2	2	2	1	2.0
	情報	7	5	5	2	3.5
	農業	14	10	10	5	2.8
	工業	21	15	15	6	3.5
	商業	25	11	11	3	8.3
	家庭	11	9	7	3	3.7
	<u>英語</u>	33	22	22	<u>11</u>	3.0
高等学校教員 計		420	191	187	78	5.4

【資料8】 文部科学省「令和6年度公立学校教員採用選考試験の実施状況（令和6年12月26日公表）

第9表-1 中学校の教科別受験者数・採用者数・採用倍率 県市別（続き）

区分 県市名	家庭			技術			保体			英語			その他			合計		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
01 北海道	44	7	—	19	8	—	343	25	—	163	40	—			—	1,499	227	—
02 青森県	5	1	5.0	8	3	2.7	91	14	6.5	43	16	2.7			—	341	99	3.4
03 岩手県	2	2	1.0	3	3	1.0	60	11	5.5	39	12	3.3			—	249	75	3.3
04 宮城県	14	6	2.3	3	2	1.5	245	48	5.1	51	13	3.9			—	571	154	3.7
05 秋田県	3	3	1.0	2	1	2.0	44	11	4.0	25	7	3.6			—	206	63	3.3
06 山形県	3	3	1.0	2	1	2.0	51	13	3.9	29	13	2.2			—	231	85	2.7
07 福島県	8	6	1.3	3	2	1.5	149	21	7.1	78	22	3.5			—	539	165	3.3
08 茨城県	22	11	2.0	18	8	2.3	311	28	11.1	146	47	3.1			—	1,177	291	4.0
09 栃木県	8	3	2.7	7	3	2.3	162	12	13.5	62	25	2.5			—	544	124	4.4
10 群馬県	12	5	2.4	13	6	2.2	175	27	6.5	66	28	2.4			—	607	180	3.4
11 埼玉県	25	14	1.8	18	12	1.5	398	52	7.7	170	75	2.3			—	1,638	442	3.7
12 千葉県	60	20	—	12	6	—	613	78	—	253	65	—			—	2,233	458	—
13 東京都	110	20	—	30	16	—	793	128	—	478	192	—			—	4,004	1,032	—
14 神奈川県	22	10	2.2	15	3	5.0	238	46	5.2	107	39	2.7			—	961	271	3.5
15 新潟県	8	5	1.6	2	2	1.0	101	21	4.8	40	22	1.8			—	472	144	3.3
16 富山県	6	4	—	1	1	—	83	9	—	35	1	—	29		—	350	48	—
17 石川県	11	2	—	2	1	—	110	13	—	46	13	—	25		—	481	84	—
18 福井県	8	3	—	4	2	—	55	5	—	32	9	—		1	—	261	60	—
19 山梨県	2	1	2.0	2	1	2.0	63	11	5.7	23	9	2.6			—	247	71	3.5
20 長野県	4	2	2.0	7	7	1.0	136	13	10.5	56	18	3.1			—	579	136	4.3

区分 県市名	家庭			技術			保体			英語			その他			合計		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
48 札幌市		2			4			15			18				—		105	
49 仙台市	9	4	2.3	8	5	1.6	57	5	11.4	42	14	3.0			—	383	63	6.1
50 <u>さいたま市</u>	13	4	—	8	3	—	85	8	—	81	11	—			—	517	89	—
51 千葉県		3			1			8			13				—		67	
52 横浜市	25	15	1.7	19	12	1.6	214	39	5.5	116	34	3.4			—	987	221	4.5
53 川崎市	15	7	2.1	5	4	1.3	100	26	3.8	49	19	2.6			—	426	139	3.1
54 相模原市	5	2	2.5	5	1	5.0	58	6	9.7	17	7	2.4	10	4	2.5	221	47	4.7
55 <u>新潟市</u>	2	1	—	1		—	35	9	—	37	13	—			—	199	60	—
56 静岡市	1	1	1.0	3	1	3.0	44	7	6.3	13	5	2.6			—	171	41	4.2
57 浜松市	6	3	2.0	2	1	2.0	89	6	14.8	28	9	3.1			—	304	53	5.7
58 名古屋市	25	5	—	7	5	—	144	16	—	105	21	—	55	10	—	728	119	—
59 京都市	11	4	—	6	5	—	87	10	—	50	10	—		5	—	393	71	—
60 大阪市	14	8	1.8	8	4	2.0	198	11	18.0	92	23	4.0	130	49	2.7	844	217	3.9
61 堺市	7	4	1.8	3	2	1.5	92	11	8.4	34	16	2.1		14	—	271	91	3.0
62 神戸市	23	7	—	7	5	—	168	11	—	82	24	—	25	6	—	654	153	—
63 岡山市	4		—	3	1	3.0	45	6	7.5	31	7	4.4			—	254	47	5.4
64 広島市		5			3			10			5				—		62	
65 北九州市	5	1	5.0	3	3	1.0	90	10	9.0	32	7	4.6			—	279	66	4.2
66 福岡市	13	4	3.3	7	4	1.8	150	21	7.1	75	28	2.7			—	563	160	3.5
67 熊本市	8	5	1.6	5	2	2.5	67	15	4.5	28	16	1.8			—	251	105	2.4
68 豊能地区	8	2	4.0	9	2	4.5	66	11	6.0	24	9	2.7			—	259	63	4.1
政令市等小計	194	87	2.2	109	68	1.6	1,789	261	6.9	936	309	3.0	220	88	2.5	7,704	2,039	3.8
合計	848 (859)	345 (357)	2.5 (2.4062)	448 (514)	238 (270)	1.9 (1.9037)	9,508 (10079)	1,290 (1135)	7.4 (8.8802)	4,721 (4986)	1,519 (1477)	3.1 (3.3758)	367 (399)	120 (153)	3.1 (2.6078)	39,059 (40960)	9,886 (9589)	4.0 (4.2716)

（注1）中学校・高等学校または小学校・中学校の採用を（一部）区分を分けずに募集している県市については、受験人数は中学校の受験人数に含み、競争率には“—”を記載している。

（注2）札幌市、千葉市、広島市は、選考試験をそれぞれ所在地の都道府県と合同で実施したため、受験者数は都道府県の欄に含まれている。

（注3）（）内の数字は、前年度の数値である。

（注4）その他には、中高一括募集している場合の高等学校のみ存在する教科の受験者数や、小中一括募集での受験者数を含む。

第9表-2 高等学校の教科別受験者数・採用者数・採用倍率 県市別(続き)

区分 県市名	情報			福祉			英語			その他			合計		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
01 北海道	10	4	-	6	4	-	48	21	-			-	605	171	-
02 青森県	15		-			-	20	1	20.0			-	311	28	11.1
03 岩手県	3	1	3.0			-	24	5	4.8	1	1	1.0	233	39	6.0
04 宮城県	8	5	1.6	7	1	7.0	47	10	4.7	3	1	3.0	353	100	3.5
05 秋田県	3	1	3.0			-	10	2	5.0			-	176	24	7.3
06 山形県	1	1	1.0			-	13	4	3.3			-	192	34	5.6
07 福島県	16	3	5.3	2	1	2.0	23	4	5.8	6	1	6.0	373	49	7.6
08 茨城県	12	4	3.0	7	3	2.3	61	21	2.9	2		-	723	130	5.6
09 栃木県	10	2	5.0	4	1	4.0	29	9	3.2			-	403	59	6.8
10 群馬県	7	2	3.5	2	1	2.0	33	11	3.0			-	420	77	5.5
11 埼玉県	37	6	6.2	4	1	4.0	104	40	2.6			-	1,241	290	4.3
12 千葉県	18	6	-	2	1	-		51	-			-	117	306	-
13 東京都	40	16	-	16	3	-		117	-			-	124	581	-
14 神奈川県	34	4	8.5			-	163	60	2.7			-	1,523	342	4.5
15 新潟県	13	1	13.0			-			-			-	48	18	2.7
16 富山県		2	-		1	-		4	-			-		32	-
17 石川県		3	-			-		6	-			-		50	-
18 福井県	10	3	-	4	1	-		6	-			-	42	37	-
19 山梨県	4	2	2.0			-	17	4	4.3			-	195	23	8.5
20 長野県	8	2	4.0			-	32	15	2.1			-	461	95	4.9

区分 県市名	情報			福祉			英語			その他			合計		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
48 札幌市			-			-			-			-		1	
49 仙台市	1	1	1.0			-			-			-	43	6	7.2
50 さいたま市			-			-			-			-		6	-
51 千葉市			-			-			-			-			-
52 横浜市	5	4	1.3			-			-			-	9	4	2.3
53 川崎市			-			-			-			-	6	3	2.0
54 相模原市			-			-			-			-			-
55 新潟市			-			-	1		-			-	5		-
56 静岡市			-			-			-			-			-
57 浜松市			-			-			-			-			-
58 名古屋市			-			-		6	-			-		34	-
59 京都市	6	2	-			-	25	2	-			-	129	21	-
60 大阪市			-			-			-			-			-
61 堺市			-			-			-			-	16	5	3.2
62 神戸市			-			-			-			-			-
63 岡山市			-			-			-			-			-
64 広島市			-			-		3				-		10	
65 北九州市			-			-			-			-			-
66 福岡市	9	2	4.5			-	9	2	4.5			-	42	13	3.2
67 熊本市			-			-		2		4	1	4.0	7	7	1.0
68 豊能地区			-			-			-			-			-
政令市等小計	21	9	2.3			-	34	16	2.1	4	1	4.0	252	115	2.2
合計	640 (624)	144 (132)	4.4 (4.7)	107 (79)	31 (28)	3.5 (2.8)	1,865 (2043)	724 (728)	2.6 (2.8)	95 (25)	28 (11)	3.4 (2.3)	21,349 (22460)	4,941 (4599)	4.3 (4.9)

(注1) 中学校・高等学校の採用を(一部)区分を分けて募集している県市については、受験人数は中学校の受験人数に含み、競争率には“-”を記載している。

児童教育専攻

(用紙 日本産業規格A4縦型)

—設置の趣旨(資料)—19—

専 門 教 育 科 目	開 科 目	教育課程論（幼・小）	2前			2		○					1			
		道徳の指導法（小・中）	2後			2		○								1
		総合的な学習（探究）の時間の指導法（小・中・高）	3前			2		○								1
		特別活動の指導法（小・中・高）	3後			2		○			1					
		教育方法論（幼）	2後	○		2		○					1			
		教育方法論（ICT活用を含む）	2後	○		2		○					1			
		生徒・進路指導の理論と方法（小・中・高）	3前			2		○			1					
		教育相談の理論と方法（幼・小・中・高）	3後			2			○		1					
		保育内容総論	2前	○		1			○		1					
		幼児と健康	2前			1			○			1				
		幼児と人間関係	2前			1			○		1					
		幼児と環境	2前			1			○			1				
		幼児と言葉	2前			1			○		1					
		幼児と表現A	2前			1			○			1				
		幼児と表現B	2前			1			○		1					
		保育内容（健康）の指導法	2後	○		2			○			1				
		保育内容（人間関係）の指導法	2後	○		2			○		1					
		保育内容（環境）の指導法	3前	○		2			○			1				
		保育内容（言葉）の指導法	3前	○		2			○		1					
		保育内容（表現A）の指導法	3前	○		2			○			1				
		保育内容（表現B）の指導法	3後	○		2			○		1					
		幼児理解の理論と方法	2後			2			○		1					
		保育原理	1後	○		2			○							1
		子ども家庭支援の心理学	2後			2			○							1
		子ども家庭福祉	2後			2			○							1
		社会福祉	2後			2			○							1
		子ども家庭支援論	3前			2			○							1
		子育て支援	3前			1			○							1
		社会的養護Ⅰ	2後			2			○							1
		子どもの保健	3前			2			○		1					
		子どもの健康と安全	3後			1			○							1
		子どもの食と栄養	3後			2			○							1
		乳児保育Ⅰ	3前			2			○							1
		乳児保育Ⅱ	3後			1			○							1
		社会的養護Ⅱ	3後			1			○							1
		小計（64科目）	—	—	0	115	0	40	22	2	9	5	3	0	0	16
発 展 科 目	開 科 目	発達心理学	2後			2		○							1	
		学校心理学	3後			2		○							1	
		カウンセリング論	3前			2					1					
		学校・学級経営	3前			2					1					
		チーム学校論	4後			2		○			1					
		音楽表現演習Ⅰ	1前			1			○			1				
		音楽表現演習Ⅱ	2前			1			○			1				
		造形表現演習Ⅰ	1後			1			○		1					
		造形表現演習Ⅱ	2後			1			○							
		授業実践演習（幼）	3後	○		1			○			1				
		授業実践演習（小）	3後	○		1			○							
		小計（11科目）	—	—	0	16	0	5	6	0	5	2	0	0	0	2
関 連 科 目	開 科 目	心理療法概論	3前			2		○			1					
		発育・発達論	2前			2		○					1			
		医学・スポーツ医学	2前			2		○								1
		栄養学・スポーツ栄養学	3後			2		○								1
		健康づくりの理論と方法	2後			2		○								1
		スポーツ指導法	2後			2		○					1			
		運動プログラム管理	3後			2		○								1
		生活習慣病と身体運動	3後			2			○		1	1				
		健康運動特講Ⅰ	3前			2			○				1			
		生涯スポーツⅠ	1前			1				○			1			
		生涯スポーツⅡ	1後			1			○		4	4	5			
		生涯スポーツⅢ	2前			1			○		1	2	3			
		English and Global Teaching	1後			1			○		2	1	1			
		英語コミュニケーションⅠ	1後			2			○			1				
		英語コミュニケーションⅡ	1後			2			○			1				
		英語コミュニケーションⅢ	1後			2			○			1				
		英語コミュニケーションⅣ	1後			1			○			1				
		インターンシップⅠ	2前			1			○		1	1				
		インターンシップⅡ	3前			1			○		1	1				
		小計（19科目）	—	—	0	31	0	7	9	3	8	6	7	0	0	6
実 習 科 目	開 科 目	初等学校体験活動A	1前	○		1			○		2	1				
		初等中等学校体験活動A	1前	○		1			○		3	2	1			
		初等学校体験活動B	3後	○		1			○		2	1				
		初等中等学校体験活動B	3後	○		1			○		3	2	1			
		介護等体験活動	2前	○		1			○			1	1			
		初等教育実習事前事後指導	4前	○		1			○		1	1				
		初等教育実習	4前	○		2			○		1	1				
		初等中等教育実習（小・中）	4前	○		2			○			1	1			
		保育実習指導Ⅰ（保育所）	3後	○		1			○		2					
		保育実習指導Ⅰ（施設）	3後	○		1			○		1	1				
		保育実習Ⅰ（保育所）	3後	○		2			○		2					
		保育実習Ⅰ（施設）	3後	○		2			○		1	1				
		保育実習指導Ⅱ	4前	○		1			○		2					
		保育実習Ⅱ	4前	○		2			○		2					
		保育実習指導Ⅲ	4前	○		1			○			1				
		保育実習Ⅲ	4前	○		2			○		2					
		保育・教職実践演習（幼）	4後	○		2			○			1				
		教職実践演習（小）	4後	○		2			○		1					
		小計（154科目）	—	—	0	26	0	0	7	11	5	4	3	0	0	1
		科 研 究 目	開 科 目	教育学研究法Ⅰ	3前	○	1			○		5	2	3		
教育学研究法Ⅱ	3後			○	1			○		5	2	3				
卒業研究Ⅰ	4前			○	2			○		5	2	3				
卒業研究Ⅱ	4後			○	2			○		5	2	3				
小計（4科目）	—			—	6	0	0	0	4	0	5	4	3	0	0	1
合計（154科目）			—	—	44	205	0	68	70	16	39	23	19	0	0	47

学位又は称号	学士（教育学）	学位又は学科の分野	教育学・保育学関係	
卒 業 ・ 修 了 要 件 及 び 履 修 方 法			授業期間等	
【基礎教育科目】 「思考力の養成」から必修5科目5単位、 「表現力の養成」から必修を含めて5単位以上、 「人間力の養成」から必修4科目4単位、 「社会力の養成」から必修6科目6単位、 「人間の理解」から2単位以上、 「社会の理解」から2単位以上、 合わせて28単位以上を修得すること。 【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、 「研究科目」から必修4科目6単位、 合わせて「専門教育科目」から96単位以上を修得すること。 基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上を修得すること。 （履修科目の登録の条件：44単位（年間））			1 学年の学期区分	2期
			1 学期の授業期間	15週
			1 時限の授業の標準時間	90分

スポーツ教育専攻

別記様式第2号（その2の1）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

教 育 課 程 等 の 概 要																			
(教育学部教育学科スポーツ教育専攻)																			
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考		
					必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	基 幹 教 員 以 外 の 教 員			
基礎 教育 科目	思考力 の 養成	情報処理法	1前		1				○								1		
		情報活用法	1後		1				○								1		
		統計分析法	1後		1				○								1		
		問題解決法	3前		1				○								1		
		創造思考法	3後		1				○								1		
	表現力 の 養成	英語Ⅰ(基礎)	1前		1				○			2						分担 分担	
		英語Ⅱ(応用)	1後		1				○			2							
		英語Ⅲ(実践)	2前			1			○								1		
		日本語Ⅰ(読解、分析)	1前		1				○								1		
		日本語Ⅱ(作文、論文)	1前		1				○								1		
		日本語Ⅲ(発表、討論)	1後		1				○		1								
	人間力 の 養成	自己管理と社会規範	1前		1				○								1		
		チームワークとリーダーシップ	2前		1				○								1		
		地域活動と社会貢献	1前		1				○								1		
		他者理解と信頼関係	1後		1				○		1								
	社会力 の 養成	基礎ゼミⅠ	1前	○	1				○			6	5	4					
		基礎ゼミⅡ	1後	○	1				○			6	5	4					
		総合ゼミⅠ	2前	○	1				○			6	5	4					
		総合ゼミⅡ	2後	○	1				○			6	5	4					
		キャリアプランニングⅠ	3前	○	1				○				1						
		キャリアプランニングⅡ	3後	○	1				○				1						
人間の 理解	心理と行動	1前				2		○								1			
	健康と運動	1前				2			○		1					1			
	歴史と文化	2後				2		○								1			
	生命と倫理	4後				2		○								1			
社会の 理解	社会と憲法	1前				2		○								1			
	政治と行政	2前				2		○								1			
	経済と政策	2前				2		○								1			
	自然と環境	4後				2		○								1			
		小計(29科目)	—	—	20	17	0	7	22	0	6	5	4	0	0	17	—		
基 幹 科 目		人間形成論	1前		2				○			1							
		心理学概論	1前		2				○								1		
		対人関係論	1後		2				○								1		
		道徳教育論	1後		2				○								1		
		教育学概論(中・高)	1前	○	2				○			1							
		教育心理学	1後		2				○			1							
		特別支援教育論	1後		2				○								1		
		教育行政学(幼・小・中・高)	1後		2				○								1		
		教職概論(中・高)	1後		2				○			1							
	小計(9科目)	—	—	18	0	0	9	0	0	2	0	0	0	0	0	4	—		
	展 開 科目	体育実技Ⅰ	1後	○	1					○			1	1				オムニバス 標準外 分担 分担	
		体育実技Ⅱ	2前	○	1					○			1	1					1
		体育実技Ⅲ	2前			1				○					1				2
		体育実技Ⅳ	2後			1				○									1
		体育実技Ⅴ	2後			1				○			1						
		体育実技Ⅵ	1後			1				○									1
		体育実技Ⅶ	2後			1				○			1						
		体育原理	1後	○	2				○			1							
		運動学・運動方法学	2後	○	2				○					1					
		体育心理学	2前			2			○					1					
	専 門 科目	体育経営管理学	2後			2			○					1					
体育社会学		2前			2			○					1						
生理学・運動生理学		2前	○	2				○					1						
衛生学・公衆衛生学		3前	○	2				○		1									
学校保健(小児保健・精神保健・学校安全及び救急処置を含む)		3前		2				○								1			
初等中等教科教育法(体育・保健体育)		3前	○		2			○			1		1						
中等教科教育法Ⅰ(体育)		3前	○		2			○					1						
中等教科教育法Ⅱ(体育)		3後	○		2			○					1						
中等教科教育法Ⅲ(保健)		3前	○		2			○				1							
中等教科教育法Ⅳ(保健)		3後	○		2			○			1								
教育課程論(中・高)	2前			2			○					1							
道徳の指導法(小・中)	2後			2			○								1				
総合的な学習(探究)の時間の指導法(小・中・高)	3前			2			○								1				
特別活動の指導法(小・中・高)	3後			2			○			1									
教育方法論(ICT活用を含む)	2後			2			○					1							
生徒・進路指導の理論と方法(小・中・高)	3前			2			○			2						1			
教育相談の理論と方法(幼・小・中・高)	3後			2				○		1									
体力測定・評価法	2後			2				○					1						
運動部活動の指導法	3後			2				○					1						
コーチング論	2前			2				○						1					
トレーニング論	3前			2				○			1								

教 育 科 目	健康管理論	2前			2		○					1							
	バイオメカニクス	2後			2		○								1				
	小計（33科目）	—	—	12	47	0	25	1	7	4	3	6	0	0	9	—			
	発展 科目	発達心理学	2後			2		○								1			
		学校心理学	3後			2		○								1			
		カウンセリング論	3前			2		○				1							
		学校・学級経営	3前			2		○				1							
		チーム学校論	4後			2		○				1							
		授業実践演習	3後			1			○					1					
	小計（6科目）	—	—	0	11	0	5	1	0	3	0	1	0	0	2	—			
	関 連 科 目	心理療法概論	3前			2		○			1								
		発育・発達論	2前			2		○					1						
		医学・スポーツ医学	2前			2		○								1			
		栄養学・スポーツ栄養学	3後			2		○								1			
		健康づくりの理論と方法	2後	2				○								1			
		スポーツ指導法	2後	2				○					1						
		運動プログラム管理	3後			2		○								1			
		生活習慣病と身体運動	3後			2			○		1	1					オムニバス		
		健康運動特講Ⅰ	3前			2			○							2	オムニバス		
		生涯スポーツⅠ	1前			1				○			1			1	標準外		
		生涯スポーツⅡ	1後			1				○	4	4	5				共同 標準外		
		生涯スポーツⅢ	2前			1				○	1	2	3				標準外		
		English and Global Teaching	1後			1					2	1	1				標準外		
		英語コミュニケーションⅠ	1後			2			○				1				標準外		
		英語コミュニケーションⅡ	1後			2			○				1				標準外		
		英語コミュニケーションⅢ	1後			2			○				1				標準外		
		英語コミュニケーションⅣ	1後			1			○				1				標準外		
		インターンシップⅠ	2前			1								1			標準外		
		インターンシップⅡ	3前			1			○					1			標準外		
小計（19科目）	—	—	4	27	0	7	9	3	8	12	10	0	0	3	—				
実 習 科 目	初等中等学校体験活動A	1前	○		1				○	3	2	1			1	標準外			
	初等中等学校体験活動B	3後	○		1				○	3	2	1			1	標準外			
	介護等体験活動	2前	○		1				○		1	1				標準外			
	健康体験実習	1前	○		1				○			1				標準外			
	中等教育実習事前事後指導	4前	○		1			○			1	1			1				
	初等中等教育実習（小・中）	4前	○		2				○		1	1				標準外			
	中等教育実習（中・高）	4前	○		2				○		1	1				標準外			
	教職実践演習（中・高）	4後	○		2			○				1			1	標準外			
	健康実践演習	4前	○		1		○	○				1							
	小計（9科目）	—	—	0	12	0	1	3	6	3	3	2	0	0	1	—			
科 研 究 目	教育学研究法Ⅰ	3前	○	1				○		6	5	4							
	教育学研究法Ⅱ	3後	○	1				○		6	5	4							
	卒業研究Ⅰ	4前	○	2				○		6	5	4							
	卒業研究Ⅱ	4後	○	2				○		6	5	4							
	小計（4科目）	—	—	6	0	0	0	4	0	6	5	4	0	0	0	—			
合計（109科目）		—	—	60	114	0	54	40	16	32	28	27	0	0	36	—			
学位又は称号		学士（教育学）				学位又は学科の分野				教育学・保育学関係									
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等									
【基礎教育科目】 「思考力の養成」から必修5科目5単位、 「表現力の養成」から必修を含めて5単位以上、 「人間力の養成」から必修4科目4単位、 「社会力の養成」から必修6科目6単位、 「人間の理解」から2単位以上、 「社会の理解」から2単位以上、 合わせて28単位以上を修得すること。 【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、 「研究科目」から必修4科目6単位、 合わせて「専門教育科目」から96単位以上を修得すること。 基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上を修得すること。 （履修科目の登録の条件：44単位（年間））										1学年の学期区分					2期				
										1学期の授業期間					15週				
										1時限の授業の標準時間					90分				

教 育 課 程 等 の 概 要																
(教育学部教育学科英語教育専攻)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外 (助手を除く)	
基 礎 教 育 科 目	情報処理法	1前		1				○							1	
	情報活用法	1後		1				○							1	
	統計分析法	1後		1				○							1	
	問題解決法	3前		1				○							1	
	創造思考法	3後		1				○							1	
	英語Ⅰ(基礎)	1前		1				○		2						分担 分担
	英語Ⅱ(応用)	1後		1				○		2						
	英語Ⅲ(実践)	2前			1			○							1	
	日本語Ⅰ(読解、分析)	1前		1				○							1	
	日本語Ⅱ(作文、論文)	1前		1				○							1	
	日本語Ⅲ(発表、討論)	1後		1				○		1						
	自己管理と社会規範	1前		1				○							1	
	チームワークとリーダーシップ	2前		1				○							1	
	地域活動と社会貢献	1前		1				○							1	
	他者理解と信頼関係	1後		1				○		1						
	基礎ゼミⅠ	1前	○	1				○		2	1					
	基礎ゼミⅡ	1後	○	1				○		2	1					
	総合ゼミⅠ	2前	○	1				○		2	1					
	総合ゼミⅡ	2後	○	1				○		2	1					
専 門 教 育 科 目	キャリアプランニングⅠ	3前	○	1				○			1					
	キャリアプランニングⅡ	3後	○	1				○			1					
	心理と行動	1前			2			○							1	分担
	健康と運動	1前			2				○	1					1	
	歴史と文化	2後			2			○							1	
	生命と倫理	4後			2			○							1	
	社会と憲法	1前			2			○							1	
	政治と行政	2前			2			○							1	
	経済と政策	2前			2			○							1	
	自然と環境	4後			2			○							1	
	小計(29科目)	—	—	20	17	0	7	22	0	5	1	0	0	0	17	—
	人間形成論	1前		2				○		1						—
	心理学概論	1前		2				○							1	
	対人関係論	1後		2				○							1	
	道德教育論	1後		2				○							1	
	教育学概論(中・高)	1前	○	2				○		1						
	教育心理学	1後		2				○		1						
	特別支援教育論	1後		2				○							1	
	教育行政学(幼・小・中・高)	1後		2				○							1	
	教職概論(中・高)	1後		2				○		1						
	小計(9科目)	—	—	18	0	0	9	0	0	2	0	0	0	0	4	—
	英語学概論Ⅰ	1前	○	2				○		1						
	英語学概論Ⅱ	1後	○	2				○		1						
	第二言語習得論	2前			2			○		1						
	英語学演習Ⅰ	3前			1				○	1						
	英語学演習Ⅱ	3後			1				○	1						
	英語文学概論Ⅰ	2前	○	2				○			1					
	英語文学概論Ⅱ	2後	○	2				○			1					
	英語文学演習Ⅰ	3前			1				○	1						
	英語文学演習Ⅱ	3後			1				○	1						
	Reading & VocabularyⅠ	1前	○		1			○							1	
	Reading & VocabularyⅡ	1後	○		1			○							1	
	Listening & SpeakingⅠ	2前	○		1			○							1	
	Listening & SpeakingⅡ	2後	○		1			○							1	
	WritingⅠ	3前	○		1			○							1	
	WritingⅡ	3後	○		1			○							1	
	Skills-Integrated English CommunicationⅠ	3前			1				○						1	
	Skills-Integrated English CommunicationⅡ	3後			1				○						1	
	異文化理解	2後	○	2				○		2	1					
	中等教科教育法Ⅰ(英語)	2前	○		2			○		1						
	中等教科教育法Ⅱ(英語)	2後	○		2			○		1						
	中等教科教育法Ⅲ(英語)	3前	○		2			○		1						
	中等教科教育法Ⅳ(英語)	3後	○		2			○		1						
	教育課程論(中・高)	2前			2			○				1				
	道德の指導法(小・中)	2後			2			○							1	
	総合的な学習(探究)の時間の指導法(小・中・高)	3前			2			○							1	
	特別活動の指導法(小・中・高)	3後			2			○		1						
	教育方法論(ICT活用を含む)	2後			2			○				1				

【資料10】 令和 7(2025)年度教育課程表(抜粋)

別表第 2 (第 3 条、第25条関係) (抜粋)

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	1 単位 当たりの授業 時間数	授業 形態	必修	選択
関連 科目	心理療法概論	3前	15	講義		2
	発育・発達論	2前	15	講義		2
	医学・スポーツ医学	2前	15	講義		2
	栄養学・スポーツ栄養学	3後	15	講義		2
	健康づくりの理論と方法	2後	15	講義	2	
	スポーツ指導法	2後	15	講義	2	
	運動プログラム管理	3後	15	講義		2
	生活習慣病と身体運動	3後	15	演習		2
	健康運動特講 I	3前	15	演習		2
	生涯スポーツ I	1前	30	実技		1
	生涯スポーツ II	1後	30	実技		1
	生涯スポーツ III	2前	30	実技		1
	English and Global Teaching	1後	15	演習		1
	英語コミュニケーション I	1後	15	演習		2
	英語コミュニケーション II	1後	15	演習		2
	英語コミュニケーション III	1後	15	演習		2
	英語コミュニケーション IV	1後	15	演習		1
実 習 科 目	インターンシップ I	2前	30	演習		1
	インターンシップ II	3前	30	演習		1
	初等学校体験活動 A	1前	45	実習		1
	初等中等学校体験活動 A	1前	45	実習		1
	初等学校体験活動 B	3後	45	実習		1
	初等中等学校体験活動 B	3後	45	実習		1
	介護等体験活動	2前	30	実習		1
	初等教育実習事前事後指導	4前	30	演習		1
	初等教育実習	4前	30	実習		2
	初等中等教育実習 (小・中)	4前	30	実習		2
	保育実習指導 I (保育所)	3後	30	演習		1
	保育実習指導 I (施設)	3後	30	演習		1
	保育実習 I (保育所)	3後	45	実習		2
	保育実習 I (施設)	3後	45	実習		2
	保育実習指導 II	4前	30	演習		1
	保育実習 II	4前	45	実習		2
	保育実習指導 III	4前	30	演習		1
	保育実習 III	4前	45	実習		2
	保育・教職実践演習 (幼)	4後	15	演習		2
	教職実践演習 (小)	4後	15	演習		2
	健康体験実習	1前	30	実習		1
	中等教育実習事前事後指導	4前	30	演習		1
	中等教育実習 (中・高)	4前	30	実習		2
	教職実践演習 (中・高)	4後	15	演習		2
	健康実践演習	4前	30	演習		1